

明日香村

地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成 30 年 3 月
明日香村
社会福祉法人 明日香村社会福祉協議会

明日香村地域福祉計画の策定に当たって

本村は、日本の国の始まりの地として、古代から脈々と文化を受け継いできました。その文化は人々の暮らしの中で育まれてきたものであり、そして、その暮らしを支える人々のつながりが地域福祉であるといえます。

さて、近年では少子高齢化の進行と家庭や地域におけるつながりの希薄化などにより、高齢者の孤独死、虐待や引きこもりなど、従来の社会福祉の枠組みでは十分に対応しきれない様々な課題が生じています。

そのため、本村では、『村民一人ひとりが“住みやすい”むら』の実現を目指し、「明日香村地域福祉計画」を策定いたしました。



策定に当たって、人々の生活に着目しながら、現状について調査し、課題を整理してきました。その中で実感することは『地域での福祉活動は、様々な人によって行われ、支え合っている』ことでもあります。

このことから「わたしがつくる みんなでつくる 一人ひとりが“住みやすい”むら明日香」を基本理念として、『わたしができること』『みんなができること』を関係の皆様と改めて確認してまいりました。

これにより導き出されたのが、“**地域福祉の主役**”は、高齢者や障害者だけではなく“**村民全員**”であるということです。そして、生活支援や医療、介護などのあらゆる観点から実行性のある「オール明日香」で取り組むため、各種団体など様々な地域の担い手の皆様とタッグを組むことによって生まれる「地域の力」を結集して、村全体の地域福祉の推進を展開してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、熱心にご協議いただきました地域福祉計画等策定委員会委員の皆様、アンケート等を通じて貴重なご意見をお寄せいただきました皆様をはじめ、様々な機会を通じてご協力をいただきました皆様に深く感謝を申し上げますとともに、本計画の着実な推進に向けて今後も一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年3月

明日香村長 森川 裕一

地域主体での「憩いの場」「集いの場」づくりを目指して

近年、急速な少子高齢化が進行する中、本村においても例外ではなく、高齢化率は、平成30年3月時点で36%を超えている状況です。

生活の最小単位である家庭内での福祉課題への対応力は低下し、他者の支援を必要とする人々が今後ますます増えていく反面、他者を支える人々が減少していくという状況が目前に迫っています。同様の状況が、既に公的サービスの「担い手不足」等にも現れています。

昨今、様々な福祉課題の当事者にとって「顔の見えるつながり」「お互い様の緩やかな関係」がキーになることが強調されています。この「絆」によって周りから支えられているという実感は、全ての住民にとって安心感の源泉となるものです。

すなわち「地域の人々のつながり」が強くなることが、課題解決の大きな力になるという信念に基づき、明日香村社会福祉協議会では、地域主体での「憩いの場」「集いの場」づくりが活発に進むよう、各地域への働きかけを行っています。

今後10年間の本村の地域福祉を具体化、具現化するに当たり、行政が策定する「明日香村地域福祉計画」にあわせて「明日香村地域福祉活動計画」を策定しました。

本計画の基本理念である「わたしがつくる みんなでつくる 一人ひとりが“住みやすい”むら 明日香」の実現を計画目標とし、本村の強みである『地域のつながりの強さ』を活かしながら新たな活動への参加の仕組みや支援の枠組みをつくっていくことを優先課題と考え、その実現に向けて展開を図っていきます。

皆様とともに、地域を見つめ直し、着実に本計画を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成30年3月



社会福祉法人 明日香村社会福祉協議会

会 長 太 田 修

目次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	3
第2章	明日香村の地域福祉の現状・課題	4
1	人口等の現状	4
2	アンケート調査の主な結果	10
3	明日香村の暮らしの課題	19
	(1) 地域の愛着やつながりの確保	19
	(2) 生活支援等地域活動の推進	19
	(3) 相談しやすい環境や安全・安心な体制の構築	19
第3章	計画の基本理念、目標	20
1	基本理念	20
2	目標と取り組みの方向性	21
3	計画の体系	23
第4章	施策の展開	24
大目標1	つながりを深めよう	24
	(中目標1) 一人ひとりが福祉への理解を深めよう	24
	(中目標2) 子どものころから地域や福祉にふれられる環境をつくっていこう	25
大目標2	地域の活動を広げよう	27
	(中目標3) 生き生きとした生活を送るため健康づくりの輪を広げよう	27
	(中目標4) 身近な地域における福祉活動を推進していこう	29
	(中目標5) 様々なボランティア活動・住民活動を推進していこう	30
大目標3	安心できる生活支援の仕組みをつくろう	32
	(中目標6) 誰もが安心して生活できる仕組みをつくっていこう	32
	(中目標7) 地域ではどのような福祉ニーズがあるのか常に目を向けていこう	35
第5章	計画の推進と進行管理	36
1	計画の推進	36
2	計画の進行管理	36

資料編	37
1 明日香村地域福祉計画等策定委員会設置要綱	37
2 明日香村地域福祉計画及び明日香村地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	39
3 策定経過	40
4 計画の全体像	41
5 計画のイメージ図	42
6 地域福祉とは（第1回明日香村地域福祉計画等策定委員会資料より）	43
7 用語解説	46

1 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化の進行や、家庭や地域におけるつながりの希薄化など、社会情勢の変化に伴い、地域課題が多様化、複雑化する中、公的サービスのみでは解決できない問題が増えてきています。

そのような中、諸問題を解決していくためには、「村民一人ひとりの力」、そして、行政をはじめ、社会福祉協議会や各種事業所、各大字総代や老人会などの地縁団体、民生児童委員協議会といった各種団体など、様々な地域の担い手がタッグを組むことで生まれる「地域の力」が必要です。

地域福祉の推進の主役は、高齢者や障害者だけでなく村民全員です。誰もがサービスの受け手であり、担い手でもある視点を踏まえて地域福祉を推進します。

本計画は、村民一人ひとり、そして、様々な地域の担い手が一つの大きな家族のように同じ方向を向き、取り組みを進められるよう、進むべき方向性や役割などを示す指針として策定します。

なお、策定に当たっては、生活支援や医療、介護などのあらゆる観点から実行性のある「オール明日香」の地域福祉計画・地域福祉活動計画となるよう、行政と社会福祉協議会が関係団体等の協力を得ながらさらに連携を強めて取り組みます。

2 計画の位置づけ

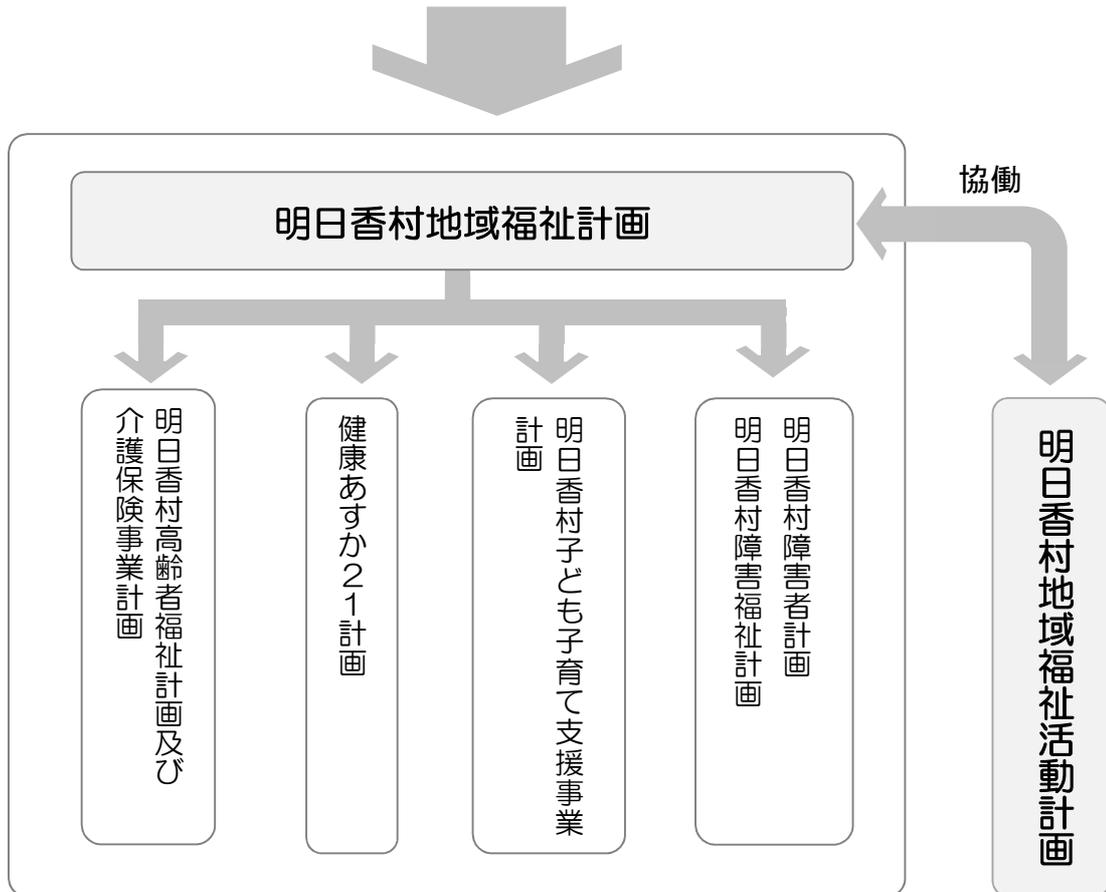
本村では、平成 22～31 年度を計画期間とする「第 4 次明日香村総合計画」を策定し、この総合計画を頂点として、分野ごとに様々な計画が定められています。

「地域福祉計画」は、明日香村が行政計画として策定するものであり、保健・福祉分野の総合計画として位置づけされるものです。この計画は、地域の福祉課題を明らかにし、村民参加によって中長期的な視野で解決策やビジョンを考えていく、いわば「我がむらの地域福祉をデザインする総合計画」といえます。

一方、「地域福祉活動計画」は、民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、村民や保健・福祉等の関係団体が、地域福祉の推進に主体的に関わるための具体的な内容をまとめた実践的な計画です。

本村では、行政と社会福祉協議会が、同じ理念や方向性のもとで協働して地域福祉を推進するために、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定します。

第4次明日香村総合計画（平成22年度から平成31年度）



注 【地域福祉計画】

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき、市町村が策定する計画

【地域福祉活動計画】

地域福祉活動計画は、市町村社会福祉協議会が策定する計画

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とします。なお、国、奈良県等の動向を踏まえるとともに、社会情勢の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて5年ごとに見直しを行います。

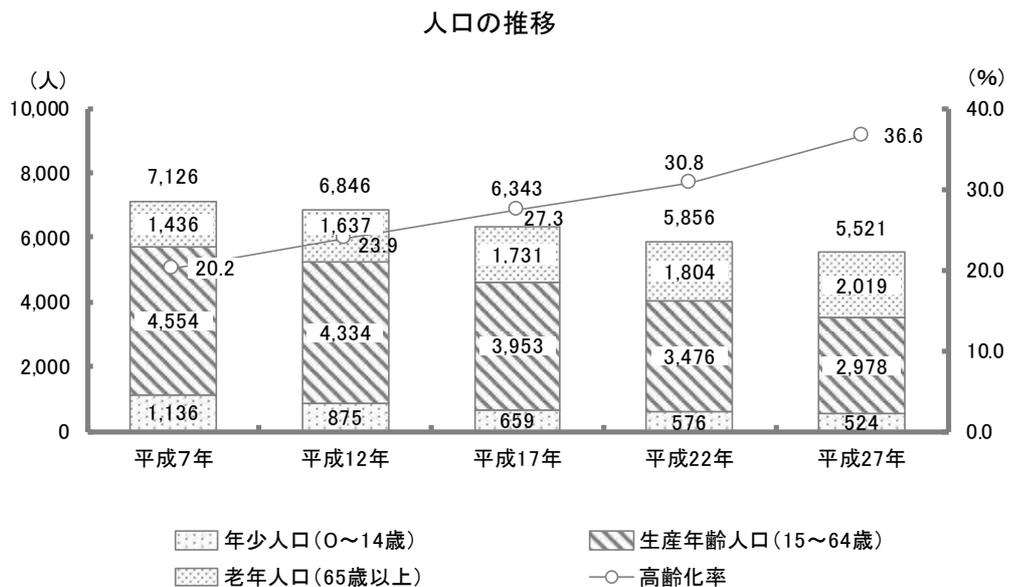
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度	平成 39 年度
総合計画	第4次総合計画		第5次総合計画							
地域福祉計画	第1期地域福祉計画									
障害者計画	第3期障害者計画					第4期障害者計画				
障害福祉計画	第5期障害福祉計画		第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画			第8期障害福祉計画	
障害児福祉計画	第1期障害児福祉計画		第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画			第4期障害児福祉計画	
子ども・子育て支援事業計画	第1期計画		第2期計画					第3期計画		
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第7期計画			第8期計画			第9期計画		第10期計画	
健康あすか21計画	第2期計画					第3期計画				

1 人口等の現状

(1) 人口・世帯等の状況

① 人口の推移

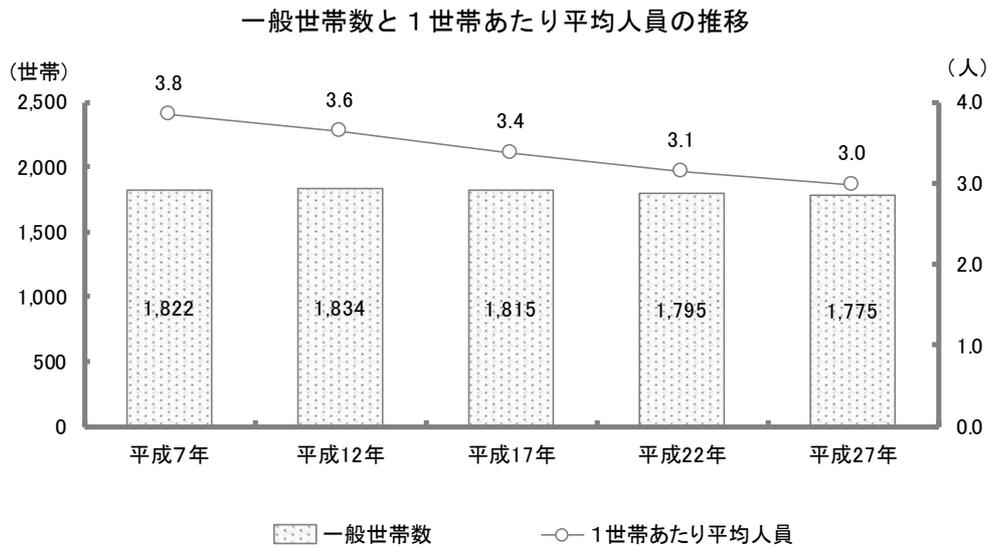
本村の総人口は年々減少傾向となっており、平成 27 年は 5,521 人となっています。高齢化率は年々上昇しており、平成 27 年は 36.6%となっています。



資料：国勢調査

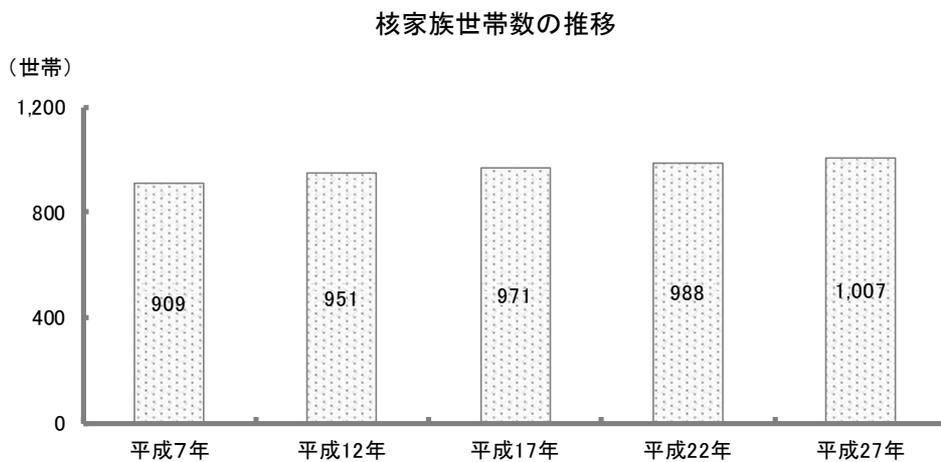
② 一般世帯数と1世帯あたり平均人員の推移

一般世帯数は減少傾向となっており、平成27年は1,775世帯となっています。また、1世帯あたり平均人員は年々減少しており、平成27年は3.0人となっています。



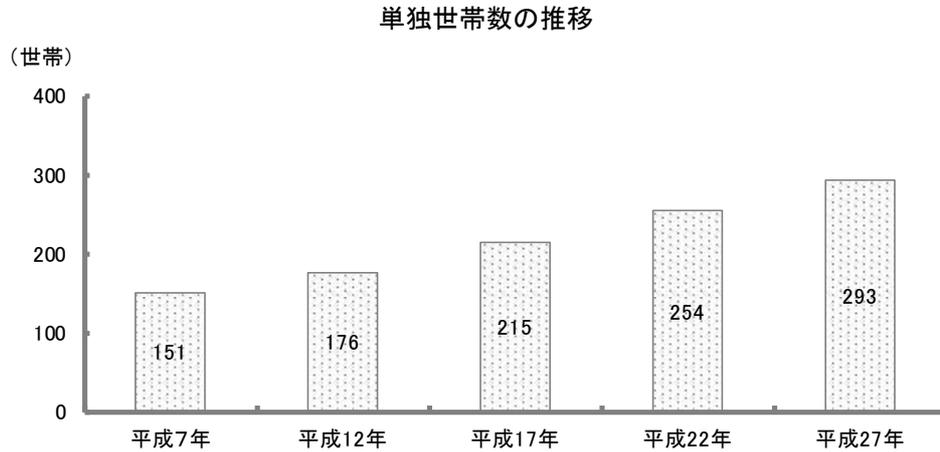
③ 核家族世帯数の推移

核家族世帯数は年々増加しており、平成7年から平成27年の20年間で約100世帯増加し、1,007世帯となっています。



④ 単独世帯数の推移

単独世帯数は年々増加しており、平成7年から平成27年の20年間で約1.9倍となっています。

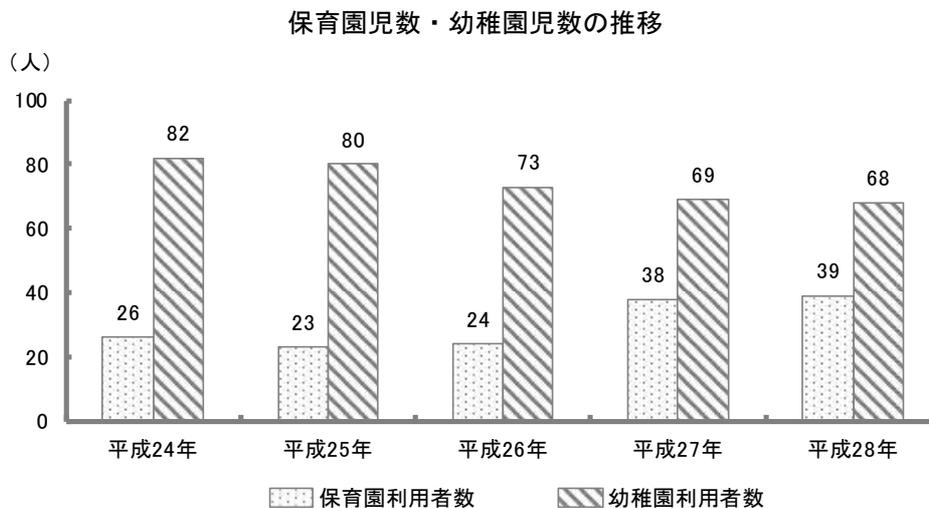


資料：国勢調査

(2) 子どもの状況

① 保育園利用者数・幼稚園利用者数の推移

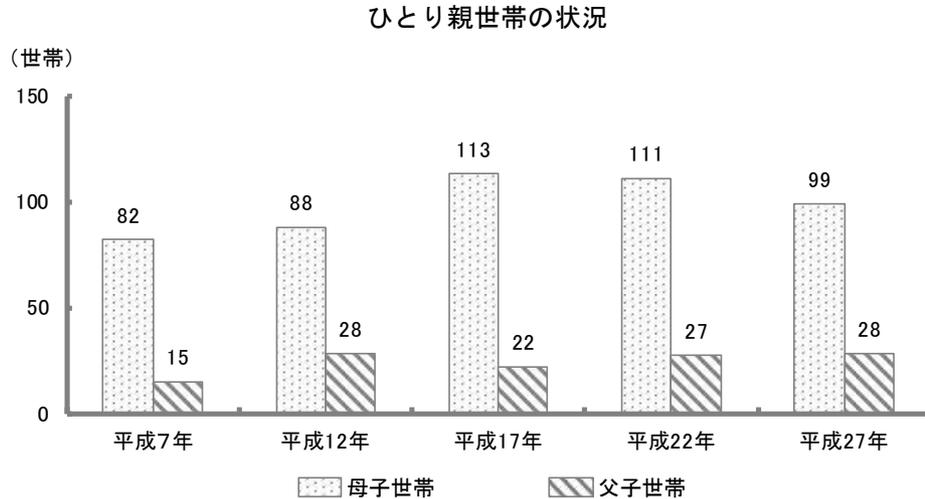
保育園利用者数は平成27年に38人と増加し、平成28年では39人となっています。幼稚園利用者数は平成24年以降減少しています。



資料：健康づくり課（各年5月1現在）

② ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯数は平成17年以降横ばいの傾向が続いており、平成27年では母子世帯数は99世帯、父子世帯数は28世帯となっています。

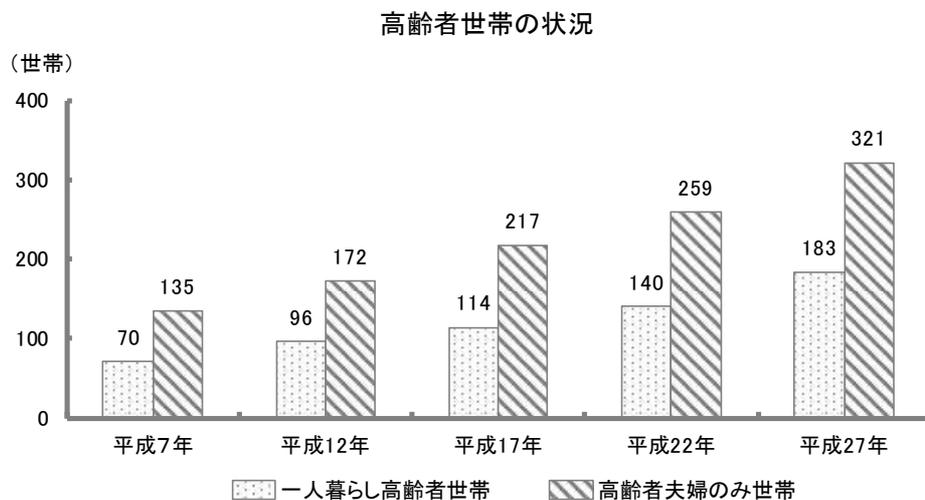


資料：国勢調査

(3) 高齢者の状況

① 高齢者世帯の状況

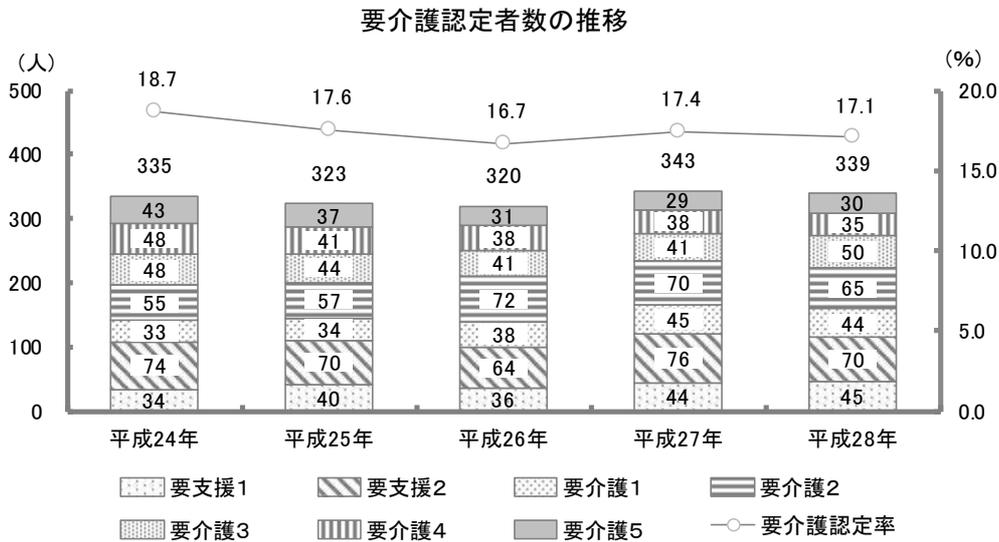
一人暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦のみ世帯とも年々増加しており、平成7年から平成27年の20年間で一人暮らし高齢者世帯は約2.6倍、高齢者夫婦のみ世帯は約2.4倍となっています。



資料：国勢調査

② 要介護認定者数の推移

要介護認定数の推移をみると、増減を繰り返しており、平成 28 年は 339 人となっています。要介護認定率については、平成 28 年では 17.1%となっています。

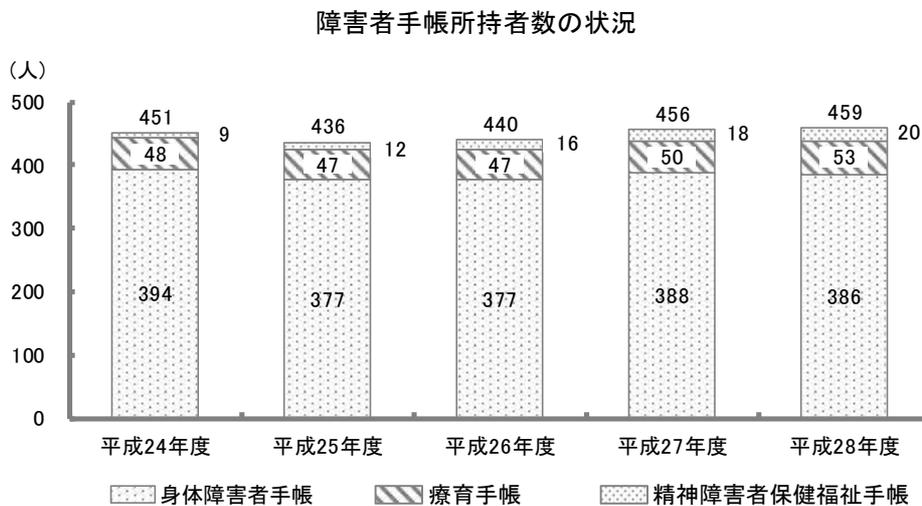


資料：介護保険事業状況報告（各年 9 月現在）

（４）障害者の状況

① 障害者手帳所持者数の状況

障害者手帳所持者数をみると、横ばいの傾向がみられ、平成 28 年度で身体障害者手帳所持者数は 386 人、療育手帳所持者数は 53 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 20 人となっています。



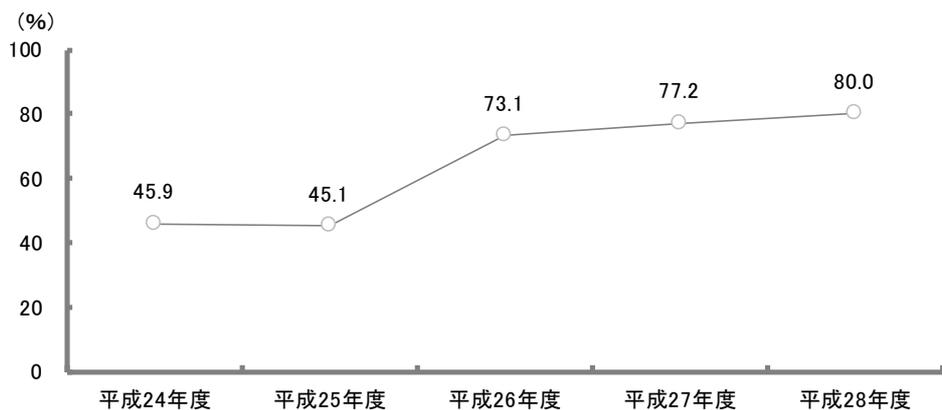
資料：奈良県

(5) その他

① 自主防災会結成率の推移

自主防災会結成率の推移をみると、平成26年度に70%を超え、平成28年度に80.0%となっています。

自主防災会結成率の推移



資料：総務財政課（各年度末）

2 アンケート調査の主な結果

(1) 調査の目的

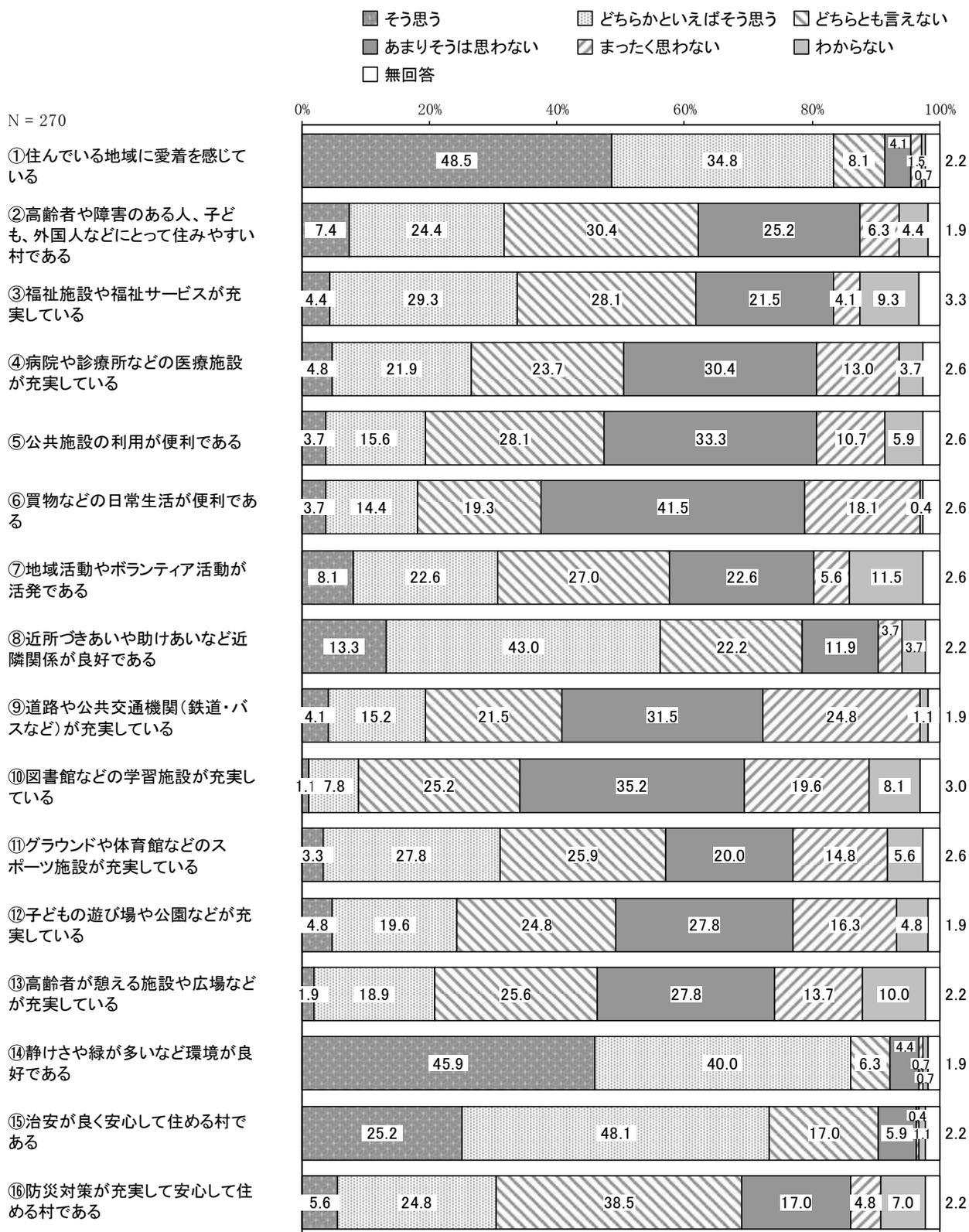
「明日香村地域福祉計画及び地域福祉活動計画」策定の基礎資料とするため、調査を実施しました。

(2) 調査の概要

区分	概要	
(1) 対象者数	500 人	
(2) 抽出方法	明日香村在住の 18 歳以上の村民 500 人を無作為抽出	
(3) 調査方法	郵送による配布、回収	
(4) 実施時期	平成 29 年 7 月 14 日から平成 29 年 7 月 31 日	
(5) 回収結果	有効回答数	270 通
	有効回答率	54.0%

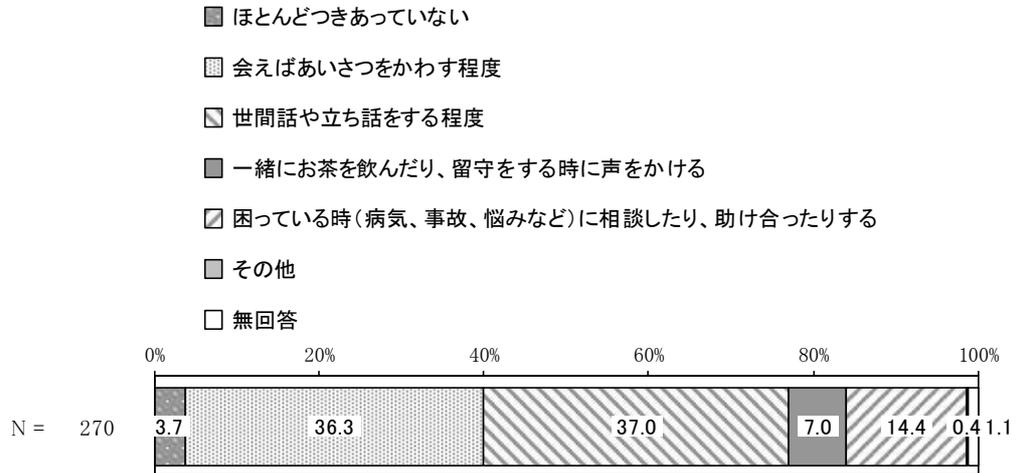
(3) お住まいの地域や周辺の環境について

お住まいの地域や周辺の環境について、①住んでいる地域に愛着を感じているで「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた“そう思う”の割合が最も高く、8割を超えています。



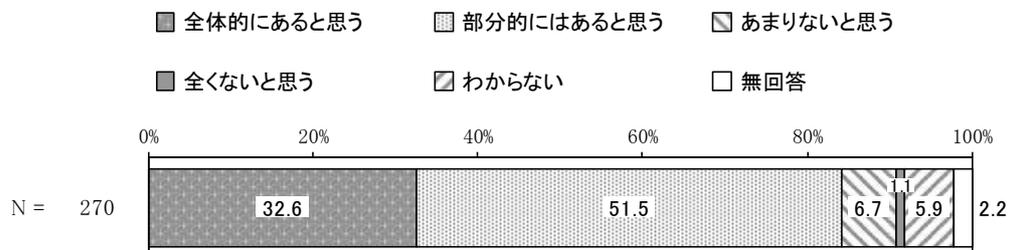
(4) 近所とのつきあいの程度について

「世間話や立ち話をする程度」の割合が37.0%と最も高く、次いで「会えばあいさつをかわす程度」の割合が36.3%、「困っている時（病気、事故、悩みなど）に相談したり、助け合ったりする」の割合が14.4%となっています。



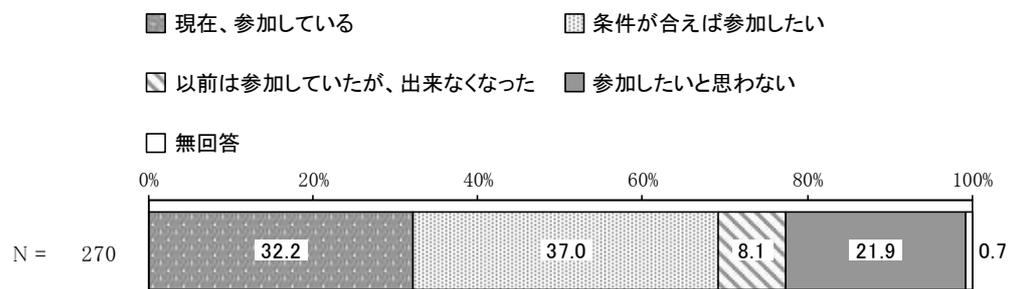
(5) 助け合う気風について

お住まいの地域には、困っている場合に助けあう気風があると思うかについて「全体的にあると思う」と「部分的にはあると思う」をあわせた“あると思う”の割合が84.1%となっています。



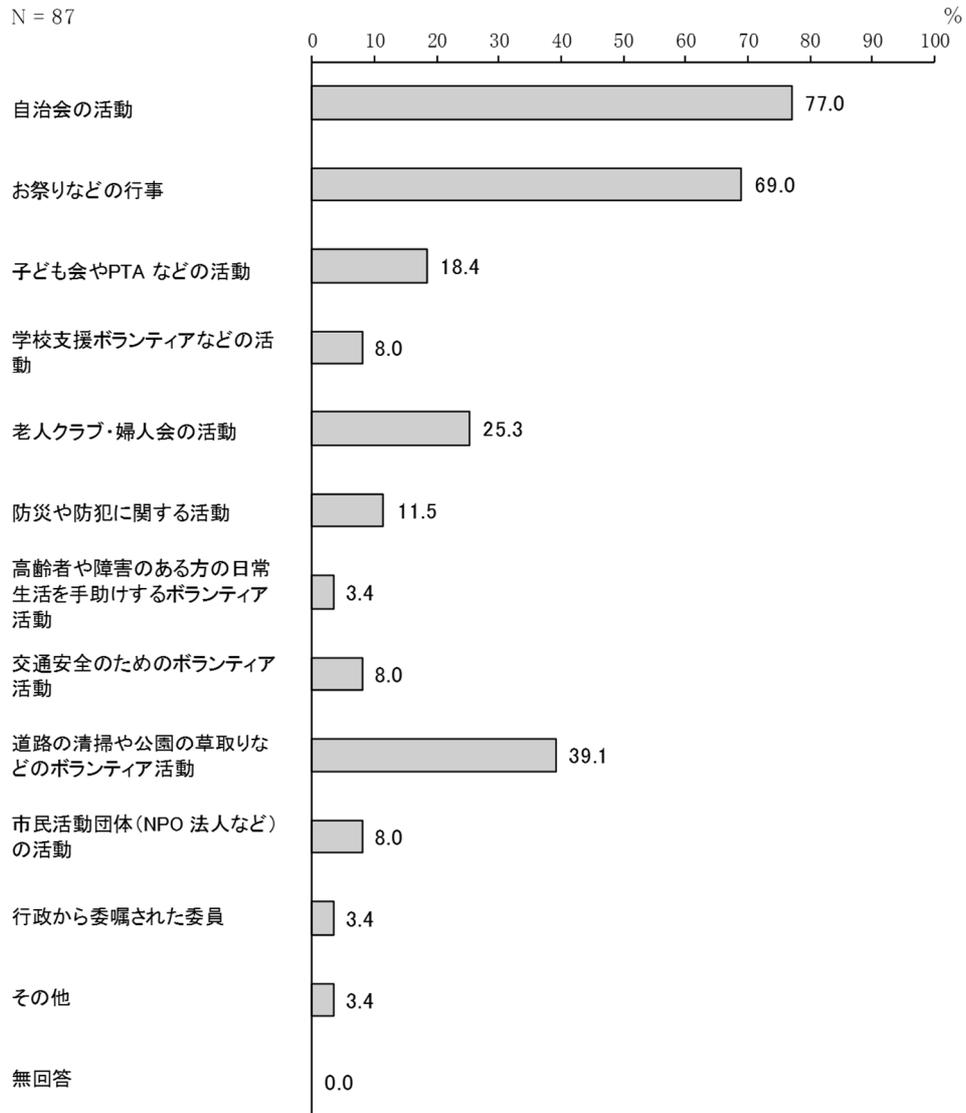
(6) 地域活動やボランティア活動への参加状況について

地域活動やボランティア活動について「現在、参加している」の割合が32.2%となっています。「条件が合えば参加したい」の割合が37.0%、「参加したいと思わない」の割合が21.9%みられました。



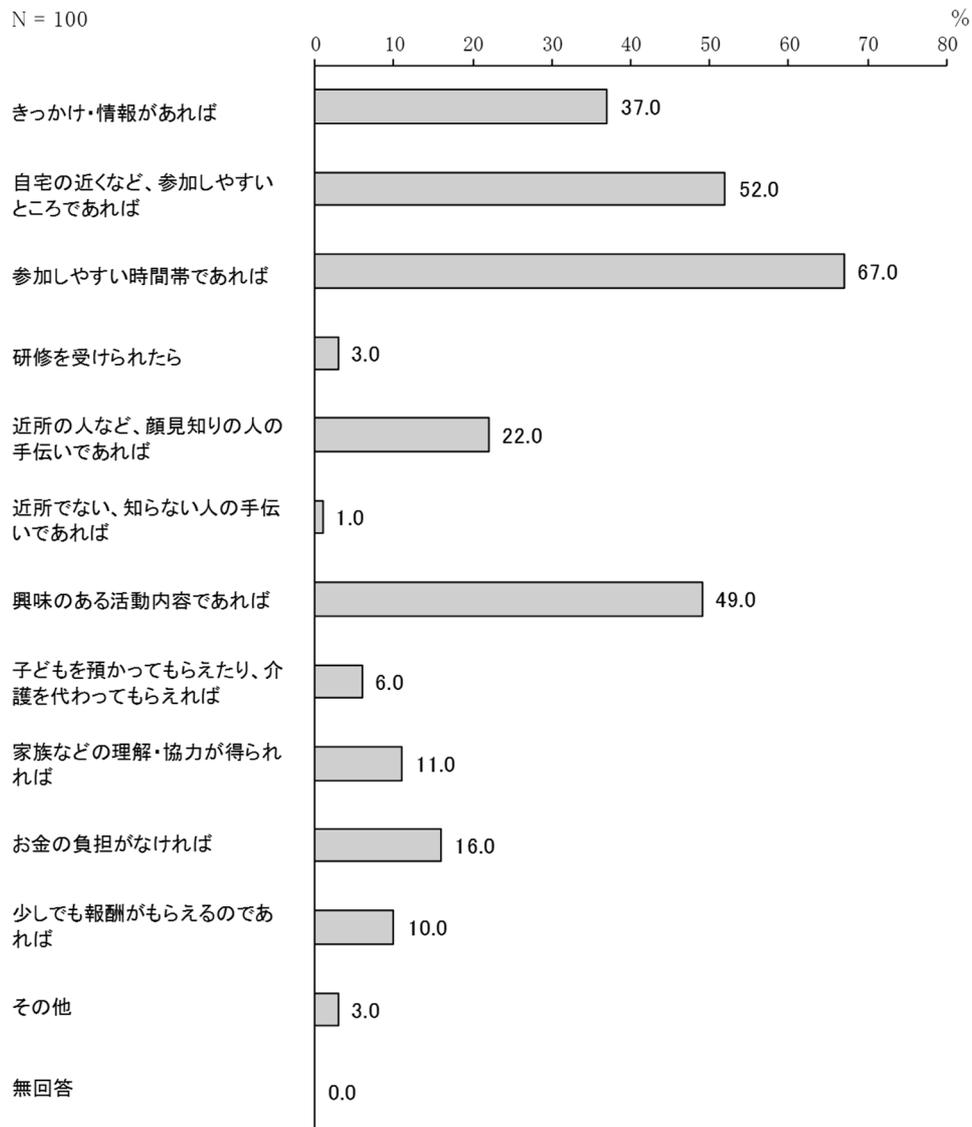
上問で「現在、参加している」と回答された方のみ対象 活動内容

「自治会の活動」の割合が77.0%と最も高く、次いで「お祭りなどの行事」の割合が69.0%、「道路の清掃や公園の草取りなどのボランティア活動」の割合が39.1%となっています。



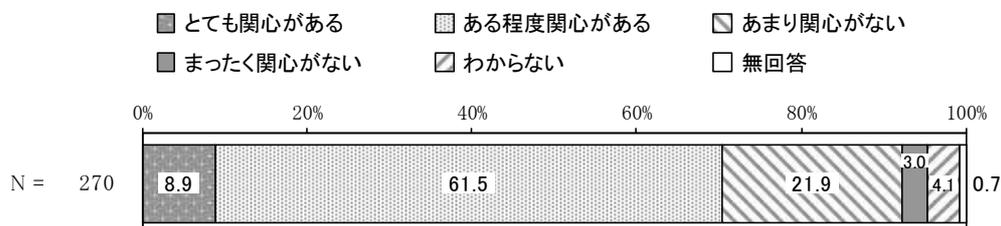
上問で「条件が合えば参加したい」と回答された方のみ対象 参加の条件

「参加しやすい時間帯であれば」の割合が67.0%と最も高く、次いで「自宅の近くなど、参加しやすいところであれば」「興味のある活動内容であれば」となっています。



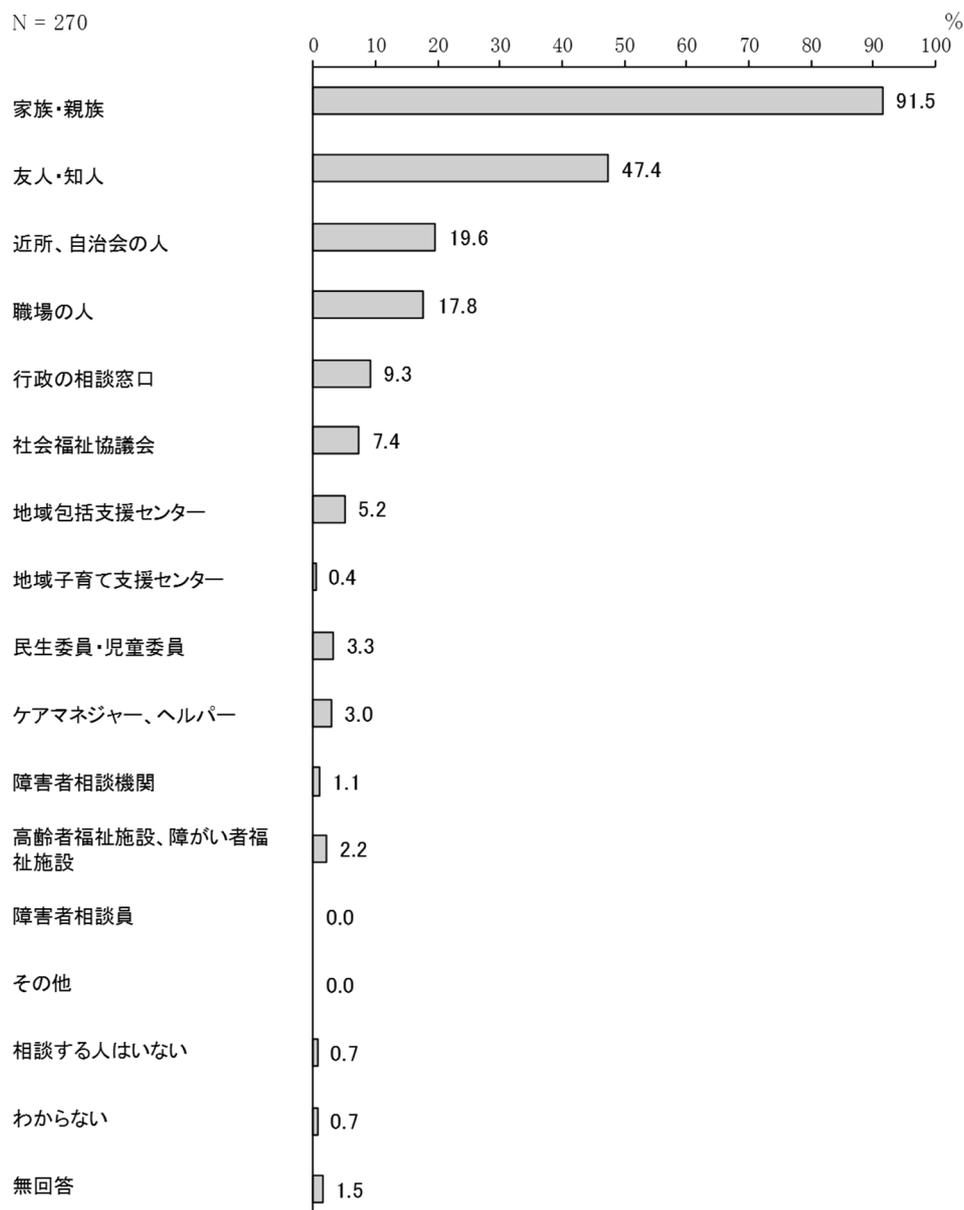
(7) 福祉に対する関心度について

「とても関心がある」と「ある程度関心がある」をあわせた“関心がある”の割合が70.4%、「あまり関心がない」と「まったく関心がない」をあわせた“関心がない”の割合が24.9%となっています。



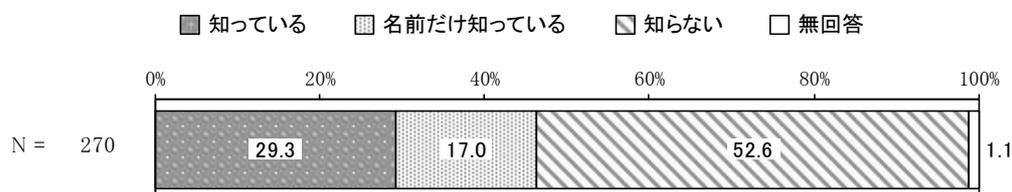
(8) 相談相手について

普段の生活の中で、生活上の問題が起きた時や手助けが必要になった時の相談相手は、「家族・親族」の割合が91.5%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が47.4%、「近所、自治会の人」の割合が19.6%となっています。



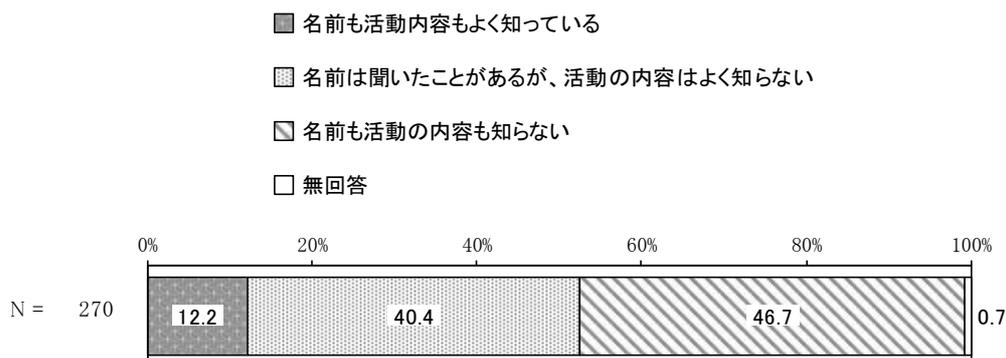
(9) 民生委員・児童委員の認知度

「知らない」の割合が52.6%と最も高く、次いで「知っている」の割合が29.3%、「名前だけ知っている」の割合が17.0%となっています。



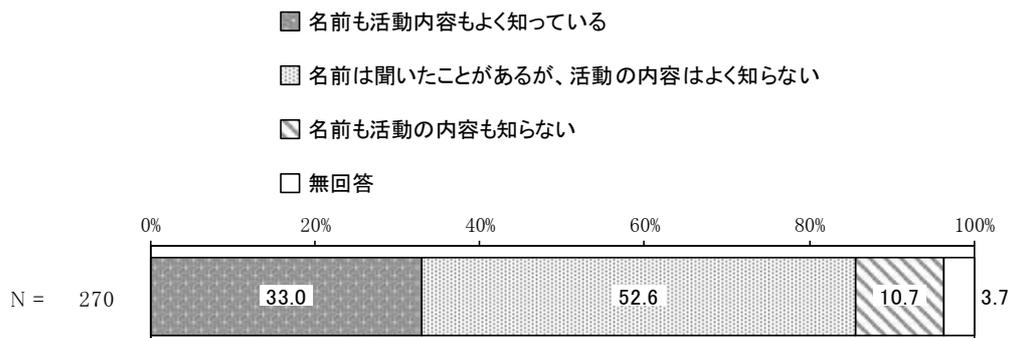
(10) 地域包括支援センターの認知度

「名前も活動の内容も知らない」の割合が46.7%と最も高く、次いで「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」の割合が40.4%、「名前も活動の内容もよく知っている」の割合が12.2%となっています。



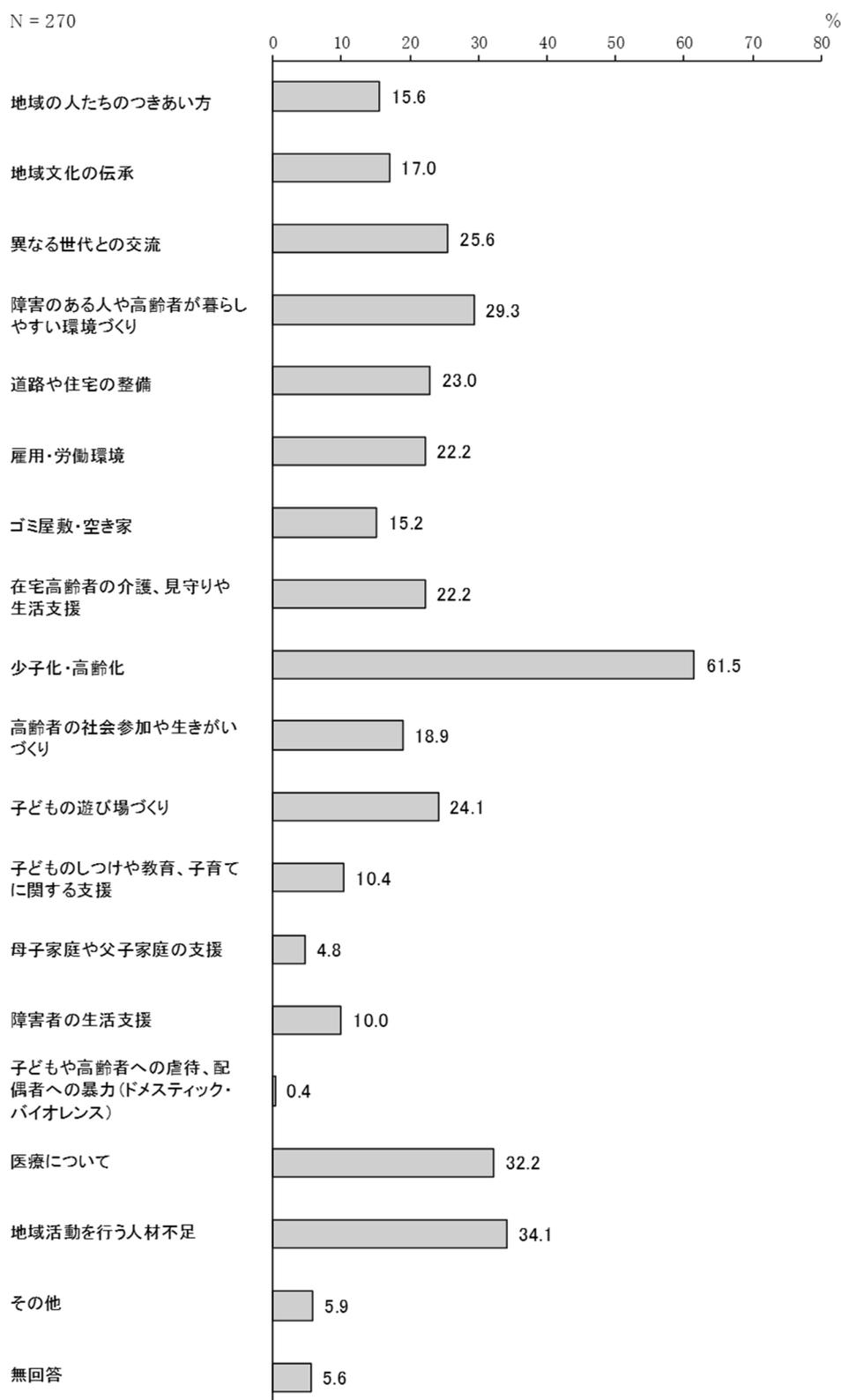
(11) 社会福祉協議会の認知度

「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」の割合が52.6%と最も高く、次いで「名前も活動の内容もよく知っている」の割合が33.0%、「名前も活動の内容も知らない」の割合が10.7%となっています。



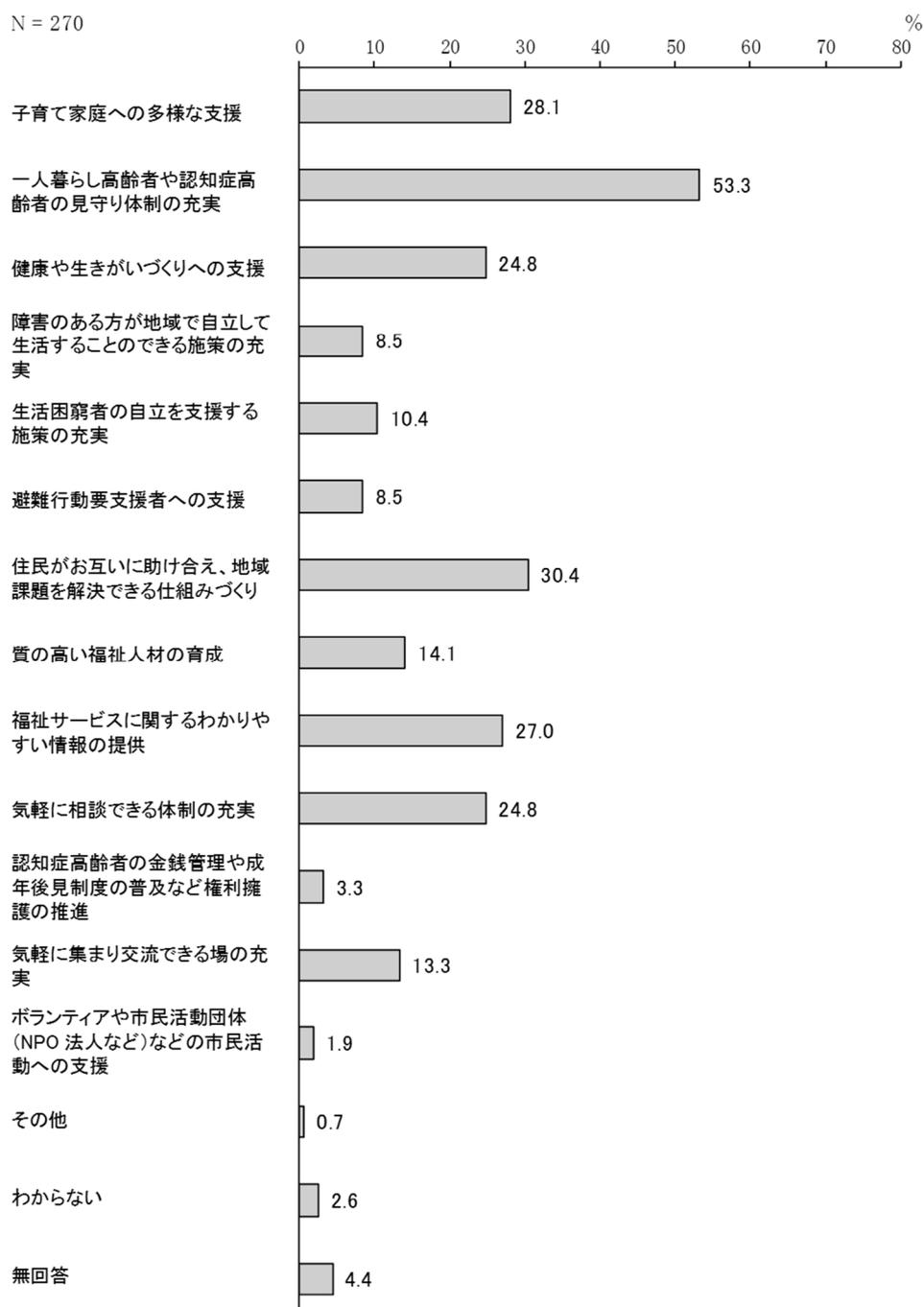
(12) 地域の問題や課題

「少子化・高齢化」の割合が61.5%と最も高く、次いで「地域活動を行う人材不足」の割合が34.1%、「医療について」の割合が32.2%となっています。



(13) これからの明日香村の地域福祉の重点課題について

明日香村の地域福祉の重点は「一人暮らし高齢者や認知症高齢者の見守り体制の充実」の割合が53.3%と最も高く、次いで「住民がお互いに助け合え、地域課題を解決できる仕組みづくり」の割合が30.4%、「子育て家庭への多様な支援」の割合が28.1%となっています。



3 明日香村の暮らしの課題

(1) 地域の愛着やつながりの確保

本村は、地域に愛着を感じて、親密で良好な近所づきあいをしている割合が高く、治安が良く安心して住めるところと思う人が多い状況です。また、自治会の加入率や、子どもの地域の祭りや地域行事への参加率も高く、地域住民がつながる機会や場が充実していけるように、村の特徴を活かしながら、若い世代も含め、様々な世代が一層地域に愛着を感じ、安心できるつながりがもてる地域づくりが重要です。

(2) 生活支援等地域活動の推進

買物などの日常生活が便利である、交通機関が充実していると思っている住民の割合は低く、高齢者や障害者等の移動手段を確保していくためには、外出支援、同行支援の充実を図ることが必要です。

(3) 相談しやすい環境や安全・安心な体制の構築

アンケート調査では、日常生活における困りごと等の相談相手としては、「家族」「友人・知人」等、個人的なつながりを基盤としたものが中心となっています。一方、役場の窓口、社会福祉協議会等の関係機関等への相談は1割にも満たない状況のため、相談につながりやすい地域の環境づくりや意識の変化を促すなど、広く啓発や各地域への問いかけを行っていく必要があります。

また、高齢者や障害者が増加するなど、災害時等において一人で避難できない、支援が必要な人も多く、継続的に災害時の避難意識の向上を図るとともに、日頃からの地域の見守りや住民同士のつながりが、ひいては災害時にきわめて大きく役立つものであることを認識し、地域の防災力を強化していくことが必要です。

計画の基本理念、目標

1 基本理念

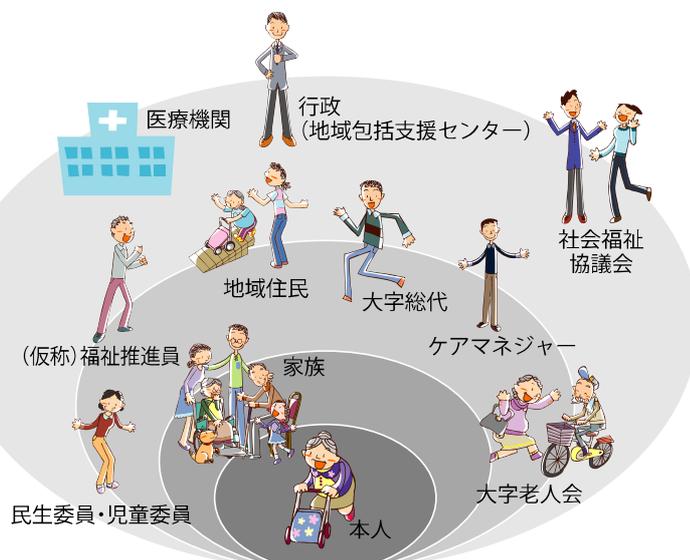
本村は、日本文化の始まりの地であり、古代の人々等先人達が築いた文化の上に成り立っています。日々の生活においては、農業を基盤とする生活文化が住民のつながりの強さに大きく関係しており、地域の福祉につながっています。また、古代飛鳥時代の歴史的文化遺産が多く受け継がれており、文化財等を活かした観光等の新たな活動にもつながっています。地域福祉を推進するにおいても、地域活動の推進や団体等との連携において、これらの明日香の魅力ある生活文化や資源を十分に活用し、施策を推進することが必要です。

地域福祉を進めるためには、本村の強みである地域のつながりの強さを活かしながら、若い人の多様な形での参加を促していき、新たな活動への参加の仕組みや支援の枠組みをつくっていくことが重要です。

村民一人ひとりが地域の問題に関心を持ち、活動を広げていくことで、村民一人ひとりが“住みやすい” 幸せを感じることができる暮らしを次世代へ受け継いでいくことができると考え、計画の基本理念を『わたしがつくる みんなでつくる 一人ひとりが“住みやすい” むら 明日香』とします。

基本理念

わたしがつくる みんなでつくる 一人ひとりが
“住みやすい” むら 明日香



2 目標と取り組みの方向性

明日香らしさを活かした地域福祉を実現するため、次の3つの大目標と7つの中目標を定め、各取り組みを進めます。

大目標1 つながりを深めよう

本村の強みを活かしながら、地域に暮らす様々な人々とのつながりを持ち、深める地域づくりをすすめます。福祉に関わる機会を増やし、地域福祉の理解促進を図ることで、つながりのある明日香を守ります。

【中目標1】一人ひとりが福祉への理解を深めよう

- ①情報提供・啓発活動の推進
- ②地域活動の参加による福祉への理解の促進

【中目標2】子どものころから地域や福祉にふれられる環境をつくっていこう

- ①学校や福祉施設での体験学習や多様な人々（高齢者、障害者）との交流
- ②ボランティアの体験学習、福祉体験学習

大目標2 地域の活動を広げよう

地域に暮らす人々の交流を広げることで、地域問題を共有し、課題を解決できる地域をつくります。地域の問題の解決には、地域の「自助・共助」の力が重要となります。本村に過去から根付く支えあい、助けあいの意識や力をしっかりと受け継ぎ、ますます発揮していくことができる環境づくり、ネットワークづくりをめざします。

【中目標3】生き生きとした生活を送るため健康づくりの輪を広げよう

- ①活動促進の仕組みづくり（生活支援コーディネーターの充実）
- ②ふれあいいいききサロンの充実
- ③予防活動・健康づくりの輪の拡大

【中目標4】身近な地域における福祉活動を推進していこう

- ①地域福祉に必要な人材の育成
- ②見守り、声掛け、生活支援の仕組みづくり

【中目標5】様々なボランティア活動・住民活動を推進していこう

- ①ボランティアへの参加のきっかけづくり
- ②活動に必要な情報提供の充実
- ③広域的なボランティア活動の取り組み

地域で暮らす人々の「自助・共助」が、様々な問題を抱える人を支え、防犯・防災に対する最大の「備え」であることはもちろんですが、地域の支えあいだけでは対応できない問題を解決するため、住民主体の地域活動の支援等新たな仕組みをつくっていきます。

生活困窮など、福祉課題に向けて情報収集及び早急な対応を図るとともに、具体的な困りごとの相談に対して、しっかりと対応できる体制をつくるためにも、広域的な視点をもって関係機関との連携を強化し、地域の中で子どもからお年寄りまでが住みやすいむらを築いていきます。

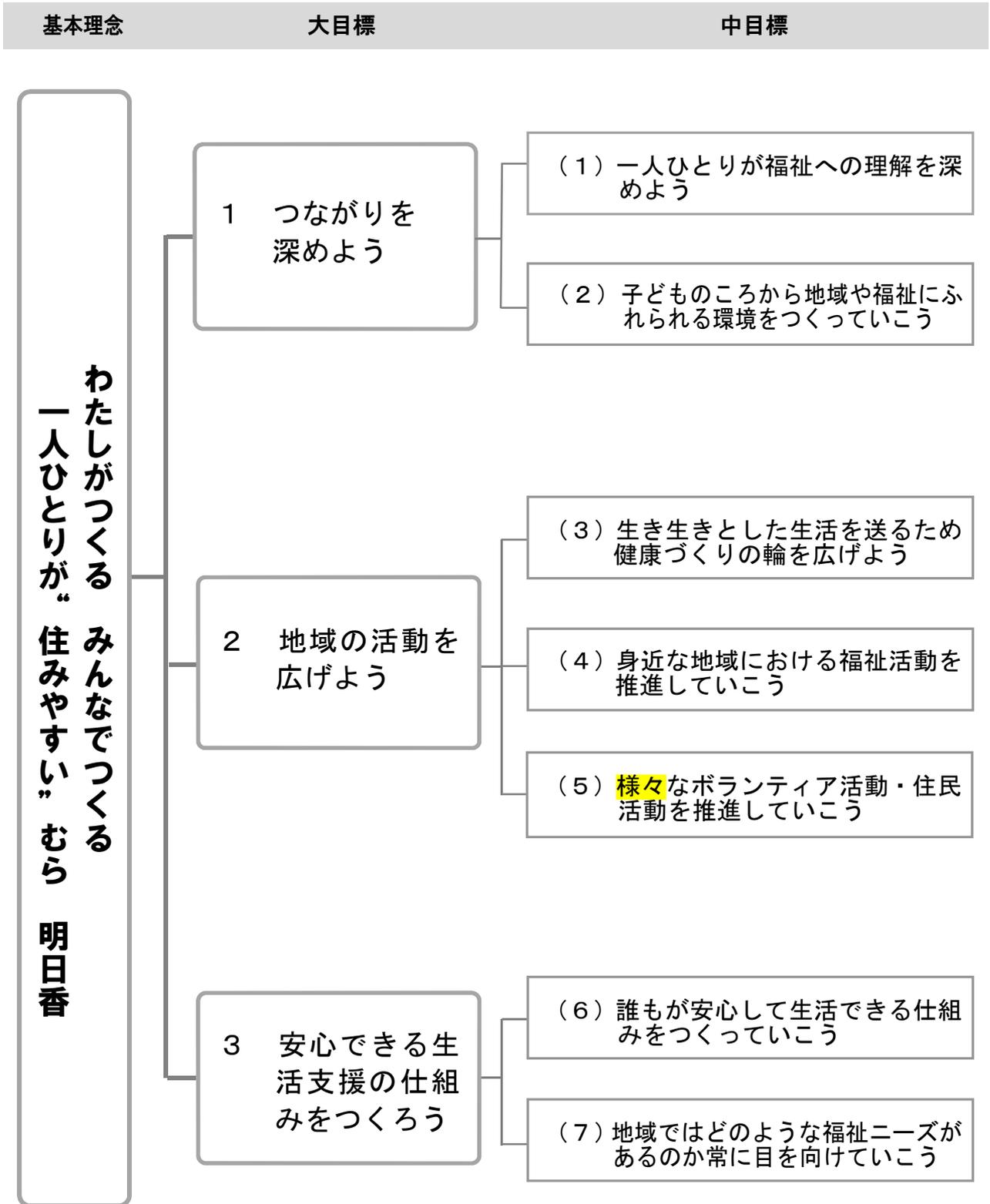
【中目標 6】 誰もが安心して生活できる仕組みをつくっていこう

- ①身近な相談やわかりやすい情報提供
- ②生活課題を抱える人の早期発見、早期対応
- ③防災・防犯対策における地域自主活動への支援
- ④安全・安心なまちづくり（生活環境の整備、人権尊重と権利擁護）
- ⑤保健・医療・福祉サービス提供団体等との連携

【中目標 7】 地域ではどのような福祉ニーズがあるのか常に目を向けていこう

- ①生活困窮等の制度の狭間の問題について、地域での情報交換、連携促進
- ②地域での問題解決に向けた仕組みづくりの研究

3 計画の体系



第4章

施策の展開

大目標 1 つながりを通じよう

(中目標 1) 一人ひとりが福祉への理解を深めよう

わたしができること

- あいさつや声掛けなど、近所づきあいを積極的に行いましょう。
- 地域の課題に関心を持ち、地域で一人暮らしの高齢者や障害者の生活を手助けしましょう。

みんなのできること

- 隣近所で声をかけあうなど、地域の行事に参加しやすい雰囲気をつくりましょう。
- 地域活動や行事等の開催に当たっては、関係団体、事業者等に呼びかけましょう。

① 情報提供・啓発活動の推進

〔 行政の取り組み 〕

- 広報やホームページ等において、アクセシビリティへの配慮を行いながら、各種制度等の状況について発信できるように努めます。(障害者計画等より)
- 地域で情報提供を行われている方への支援について、関係団体と行っていきます。
- 屋外 Wi-Fi の設置をすすめ、インターネットを利用しやすい環境に整えて、情報をより円滑に得られるよう進めます。(総合戦略より)

〔 社会福祉協議会の取り組み 〕

- 社協だよりやホームページ等による情報提供や啓発活動を実施します。また、各大字総代等のキーパーソンを通じて、必要な情報の伝達や収集を図ります。

② 地域活動の参加による福祉への理解の促進

〔 行政の取り組み 〕

- 認知症ケアパスやバリアフリーマップなど、地域の状態に合った情報の整理を進め、地域活動時に活用できるよう取り組みます。(障害者計画等、高齢福祉計画・介護保険事業計画より)

〔 社会福祉協議会の取り組み 〕

- 福祉講座、イベント等の地域活動の参加により、村民の福祉への理解促進につなげます。

(中目標2) 子どものころから地域や福祉にふれられる環境をつくっていこう

わたしができること

- 隣近所で声を掛け合い、世代間など様々な交流を図っていきましょう。
- 障害、認知症等に関する対応や人権等の学習や理解を深めましょう。

みんなのできること

- 子ども会などと様々な交流を通じて、地域での助け合い、支えあいの意識を育みましょう。
- 地域福祉について話し合える場をつくりましょう。
- 地域の中であらゆる人、世代が交流する場をつくり、助け合う、支え合う意識を醸成しましょう。

① 学校や福祉施設での体験学習や多様な人々（高齢者、障害者）との交流

〔 行政の取り組み 〕

- 関係団体が行う他世代間交流事業の推進のため、教育・福祉・介護が一体となって支援できる体制づくりに努めます。
- 認知症等について学ぶ機会を教育・福祉が一体となって設けていきます。(障害者計画等、高齢福祉計画・介護保険事業計画より)

〔 社会福祉協議会の取り組み 〕

- 高齢者入所施設や村の拠点施設で、地域の子どもたちと高齢者がふれあう「地域ふれあい交流会事業」を行っています。子どもの福祉への理解をふかめながら、他世代との社会性を育む事業として充実させます。

② ボランティアの体験学習、福祉体験学習

〔 行政の取り組み 〕

- 子どもたちが、様々なボランティア活動に興味や関心をもち、福祉体験等が円滑に行えるよう教育機関と福祉・介護団体の連携支援に努めます。

〔 社会福祉協議会の取り組み 〕

- 中学生を対象とした体験型学習として「ボランティア体験事業」を毎年実施しています。小学生にも「福祉体験学習」を実施し、体験型学習の機会を充実させます。
- 地域福祉や障害の特性、認知症等に対する正しい理解を深めるための講座（認知症キッズサポーター養成講座等）や、研修の充実に努めます。
- 学校等の子どもの支援や学習などの組織と地域が連携して、地域内の活力を大きくできるような取り組みを支援します。



大目標2 地域の活動を広げよう

(中目標3) 生き生きとした生活を送るため健康づくりの輪を広げよう

わたしができること

- 地域のサロン活動に参加しましょう。
- 日常生活の中で、自らの健康を意識し、体を動かす習慣づけをしましょう。

みんなのできること

- みんなが利用しやすく、気軽に集まれる場をつくりましょう。

① 活動促進の仕組みづくり（生活支援コーディネーターの充実）

〔 行政の取り組み 〕

- 生活支援体制整備事業において、人口動態をはじめ暮らしに関するデータを活用し、村民のニーズ分析を推進します。（高齢者福祉計画及び介護保険事業計画より）
- 健康な村づくり推進事業と生活支援体制整備事業との連携により、健康の維持向上を目指し、悪化の予防について村民が地域全体で、状態の理解を容易にできるような地域ごとに各種目標値を設けていきます。（高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、健康あすか21計画より）

〔 社会福祉協議会の取り組み 〕

- 生活支援コーディネーターにより、地域住民のニーズを調査します。地域性に応じたコーディネートのあるあり方を研究し、地域特性を活かした住民活動（ふれあいいきいきサロン活動等）を支援します。

② ふれあいいきいきサロンの充実

〔 行政の取り組み 〕

- 村にある空き家（空き家バンク事業の活用）や公共施設（資源）の活用に向けた働きかけをします。
- 村学校・地域コミュニティ協議会が取り組んでいる土曜学習塾「明日香庖序（あすかしょうじょ）」や自然観察会などの事業と連携して、子どもの居場所を確保し、高齢者など地域の様々な人との交流の場を広げます。

〔 社会福祉協議会の取り組み 〕

- ふれあいいいききサロンの実施大字を拡充します。(平成 29 年度の 14 ケ大字を平成 31 年度に 20 ケ大字にし、その後、村内全域を対象に 30 ケ大字程度の開設を目指します。)
- 活動中のサロンについては、地域住民が主体となって交流の場づくりの機能を強め、「気がかりな人」の地域との隔絶、孤独感の解消や閉じこもり予防など、社会との関わりの維持やフレイル予防を図ります。

③ 予防活動・健康づくりの輪の拡大

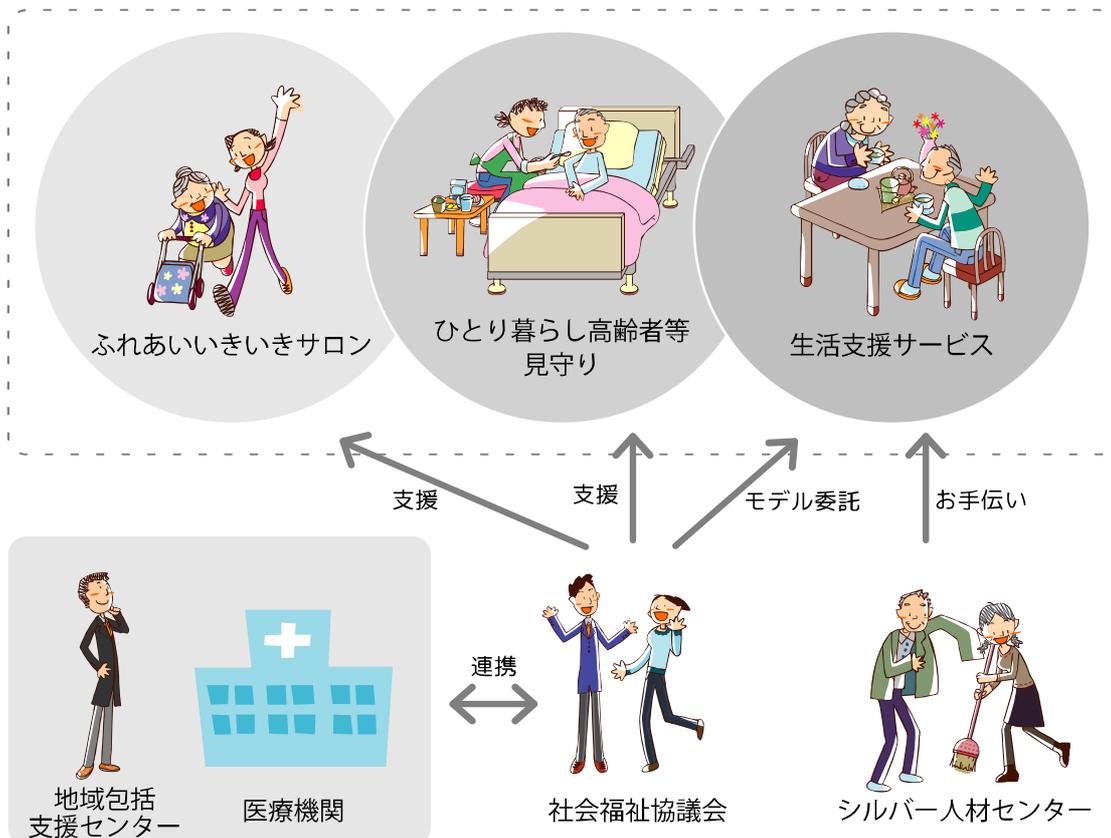
〔 行政の取り組み 〕

- 専門職を中心に、地域の拠点において介護予防教室や健康ステーションを進めます。(高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、健康あすか21計画より)

〔 社会福祉協議会の取り組み 〕

- 健康教室や体操教室の運営を通じ、住民間での健康意識を強めることができる啓発を実施していきます。

各地域（各大字）での活動のイメージ



(中目標4) 身近な地域における福祉活動を推進していこう

わたしができること

- 地域の見守りなど地域活動に参加しましょう。
- 回覧板など地域福祉活動の情報共有に努めましょう。

みんなのできること

- 地域の見守り等により支援が必要な人を発見した時には、民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどへ報告しましょう。
- 見守り等が必要な方のことを共有しましょう。

① 地域福祉に必要な人材の育成

〔 行政の取り組み 〕

- 認知症の正しい理解を広めるため、認知症サポーター養成講座の開設を行っていきます。(高齢者福祉計画及び介護保険事業計画より)

〔 社会福祉協議会の取り組み 〕

- 大字で地域の課題を提起し、村民一人ひとりが、地域で福祉活動に関心を持って、積極的な参加が進むように努めていきます。

② 見守り・声掛け、生活支援の仕組みづくり

〔 行政の取り組み 〕

- 見守り配食事業を、地域での見守りを強めていける取り組みにつなげていきます。(高齢者福祉計画及び介護保険事業計画より)
- 関係団体等と連携して、子育ての相談を専門職が訪問し、一時預かりを含め子どもの養育・保護を進めていきます。(子ども・子育て支援事業計画より)
- 主な公共施設を中心に防犯カメラの設置やスマートフォン等を使用した身元確認が行えるしくみを進めていきます。(高齢者福祉計画及び介護保険事業計画より)

〔 社会福祉協議会の取り組み 〕

- 各地域で近隣に住む一人暮らし高齢者を対象に、「日常的にさりげなく声をかけ、見守るボランティア活動を行うことで、ゆるやかな支えあいによる関係づくり」を進めます。
- 高齢者や障害者などの支援を必要とする方に対し、助け合い活動(ゴミ出し、買い物代行、庭の清掃などの生活支援サービス)の立ち上げを支援します。
- シルバー人材センターと連携した日常生活のささやかな支援を実施し、「ちょっとサービス」の充実に努めます。

(中目標5) 様々なボランティア活動・住民活動を推進していこう

わたしができること

- 地域活動やボランティア活動に関心を持ち、活動に参加しましょう。
- ボランティア活動に積極的に参加しましょう。

みんなのできること

- 見守り活動等は、役割を分担しましょう。
- 民生委員・児童委員の活動や取り組みを推進しましょう。

① ボランティアへの参加のきっかけづくり

〔 行政の取り組み 〕

- ボランティア活動の拠点として健康福祉センターの活用を見直していきます。

〔 社会福祉協議会の取り組み 〕

- ボランティアセンター等の支援機関の設置を進めていきます。
- 予防事業など、各事業に特化したボランティアが2団体(平成29年11月時点)存在しています。そのボランティアの活動域をさらに広くとらえ、事業を限定しない方法を検討するとともに、活躍の場の充実を図ります。
- 村内には、ボランティア団体やNPO団体が1団体ずつ(平成29年11月時点)存在します。しかし、村民の認知度は高いとは言えないことから、村民への周知のために、各団体の活動内容等の情報発信に向け、働きかけていきます。

② 活動に必要な情報提供の充実

〔 行政の取り組み 〕

- ボランティア団体等からの情報について、部署間で共有できるしくみをつくっていきます。

〔 社会福祉協議会の取り組み 〕

- 支援が必要な人やその家族などに、きめ細やかな支援が提供できるよう、ボランティア団体等との連携や調整などを図り、協働できる体制づくりを進めます。

③ 広域的なボランティア活動の取り組み

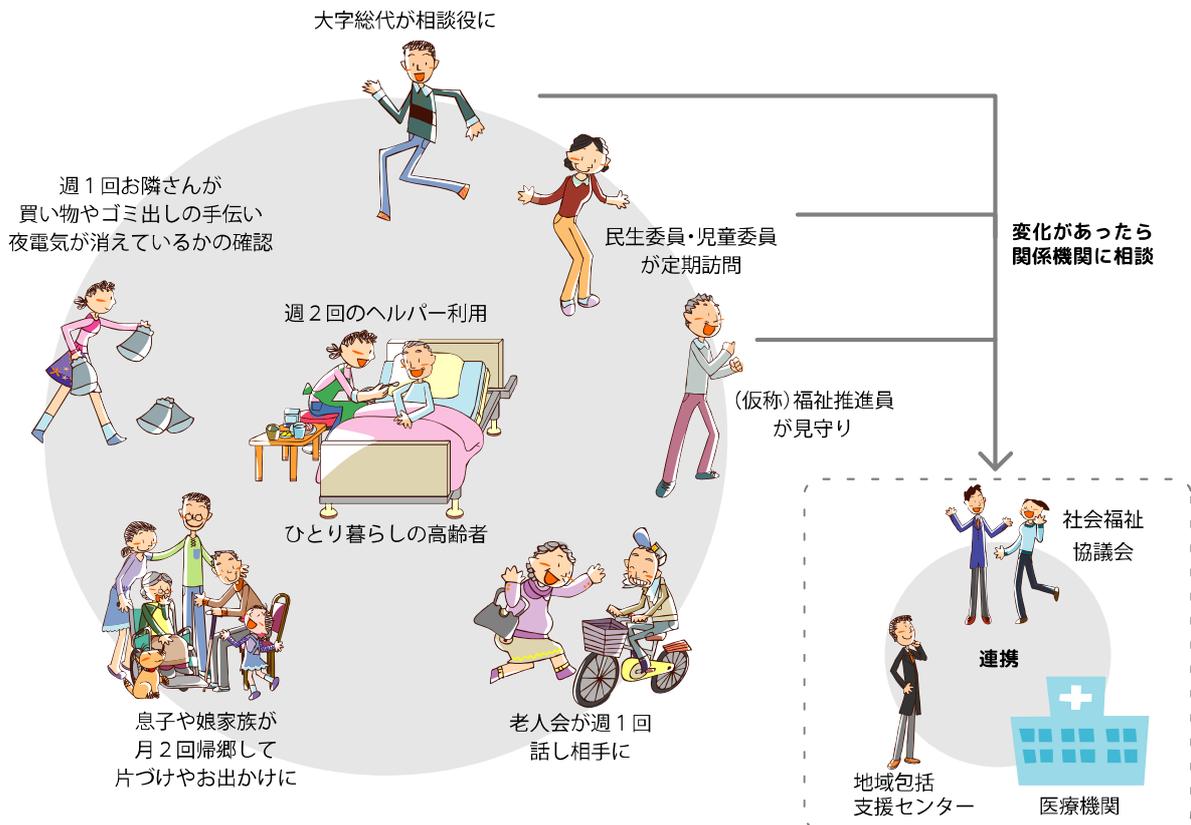
〔 行政の取り組み 〕

- 地域おこし協力隊など全国から集まる、村の活性化事業の担い手とも協力し、村民と一緒に取り組む活動を支援します。

〔 社会福祉協議会の取り組み 〕

- 歴史・観光等の様々な分野のボランティアが、村内外から協力を訪れます。地域福祉においても広く活躍できるよう、地域や関係団体等との連携や調整を図り、活動するすべてのボランティア団体の把握に努め、協働を図ります。

各地域（各大字）での見守りのイメージ



大目標3 安心できる生活支援の仕組みをつくろう

(中目標6) 誰もが安心して生活できる仕組みをつくっていこう

わたしができること

- 気になることがあれば、地域の中で活動している方に相談しましょう。
- 地域の中で悩みごとを抱えている人等に対して、相談できる窓口の案内をしましょう。
- 日頃から災害時の準備をし、緊急時に対する備えをしましょう。

みんなのできること

- 困っていることや、支援が必要なことの相談にのりましょう。
- 相談窓口のある機関等と連携し、支援が必要な方へ早期の対応ができるように努めましょう。

① 身近な相談やわかりやすい情報提供

[行政の取り組み]

- 生活における相談窓口を一元化するために、総合相談としての地域包括支援センターの強化・拡充を行うとともに各事業所とも連携を深め、地域での相談へ対応していきます。(高齢者福祉計画及び介護保険事業計画より)
- 気軽に相談し、身近な福祉問題に対応できる相談・支援体制を整えていくため、地域に大字総代、民生委員・児童委員の活動を補完する人材〔(仮称)福祉推進員〕の配置を進めます。
- 子育て支援パンフレットと同様に、高齢・障害等においても総合的な相談・支援について、わかりやすい情報ツールの作成に向けて啓発事業の見直しを行っていきます。

[社会福祉協議会の取り組み]

- 「(仮称)福祉推進員」との連携を密にし、相談・見守り支援において十分に力を発揮してもらえるように協働します。
- 情報入手が困難な人に対して、大字総代、民生委員・児童委員や福祉推進員など、地域の人的資源の活用を図り、情報弱者に対して直接、必要な情報が伝わるよう、情報網の整備を図ります。

② 生活課題を抱える人の早期発見、早期対応

〔 行政の取り組み 〕

- 生活上の様々な困難を抱えた人に適切な支援を行えるよう、関係機関との連携を充実し、複合する悩みや相談に対応していきます。
- 生活困窮者については、関係部署との連絡調整を行い早期自立に向けた支援を行います。

〔 社会福祉協議会の取り組み 〕

- 困窮により食事が取れない方への緊急時等は、フードレスキュー制度で対応しています。今後も迅速な対応ができるように、緊急食料の在庫管理を徹底していきます。
- 見守りを担う人材と仕組みを開発し、地域の中における問題にすみやかに気づき、情報の共有や解決に向けての議論を支援して、早期解決につなげます。
- 福祉推進員等による「(仮称)見守り回覧板事業」を立ち上げ、早期発見・早期対応を図ります。

③ 防災・防犯対策における地域自主活動への支援

〔 行政の取り組み 〕

- 災害等における避難行動要支援者の情報を関係団体等に提供し、地域で支え合いやすくできる支援を進めます。(地域防災計画より)
- 防災訓練を通じ地域で災害に対して、村民の知識や経験を育みながら、行政としての対応について見直しと連携強化に努めていきます。(地域防災計画より)
- 高齢者・障害者等の避難生活が安心して過ごせる環境(福祉避難所等)を整えていきます。(地域防災計画より)

〔 社会福祉協議会の取り組み 〕

- 災害・犯罪発生時に大きな力となる地域の方々の「つながり」を強くし、住民相互の見守り体制を整えるため、多方面から支援をしていきます。
- ふれあいいいきサロン等を通じて、自主防災組織での活動を共同募金委員会と一緒に支援し、自主活動に向けて進めていきます。

④ 安全・安心なまちづくり（生活環境の整備、人権尊重と権利擁護）

〔 行政の取り組み 〕

- 成年後見制度の利用と後見支援の基盤づくりとして、後見人等になりうる国家資格者（弁護士・司法書士・社会福祉士）との連携強化を行い、高齢者・障害者等の権利擁護に努めていきます。

〔 社会福祉協議会の取り組み 〕

- 様々な問題について、まずは地域で、地域で無理な場合や緊急時は迷わず公的な窓口へ相談できる環境づくりを、地域で支援していきます。
- 人権や権利擁護の意識を守り高めるため、自立支援に向けた取り組みをより一層推し進めていきます。
- 「福祉タクシー事業」を、障害者だけでなく、高齢者にも対応できるよう見直しを進め、介護保険・障害者総合支援法・公共交通事業サービスとの役割を明確化することで、広く村民のニーズに応えていきます。

⑤ 保健・医療・福祉サービス提供団体等との連携

〔 行政の取り組み 〕

- 退院時での病院と地域医療・介護の連携強化に向けて、他市町村と協力し進めていきます。（橿原市・高取町・明日香村退院時連携ルールより）
- 乳幼児や妊婦等の健康確保のため、健診や訪問指導を平成31年度には100%を目指します。（子ども・子育て支援事業計画より）

〔 社会福祉協議会の取り組み 〕

- 保健・医療・福祉をひとつの問題としてとらえ、村民が健康で生きがいをもって暮らせることを目標に、各大字や行政・各団体等との連携により、実現に向けて取り組みます。

(中目標7) 地域ではどのような福祉ニーズがあるのか常に目を向けていこう

わたしができること

- 地域の課題について考えましょう。

みんなのできること

- 地域の課題等について、様々な団体と共有できる場をつくりましょう。
- 地域での活動から生活課題やニーズの把握に努めましょう。

① 生活困窮等の制度の狭間の問題について、地域での情報交換、連携促進

〔 行政の取り組み 〕

- 様々な理由で働くことが困難な方々へ、農業・観光を中心に村内での働く場所を紹介できるように、地域や関係団体等との連携に努めていきます。(総合戦略、障害福祉計画等、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画より)

〔 社会福祉協議会の取り組み 〕

- 高齢者や障害者、ひとり親家庭等で生活に困難を抱えている人について、関係機関等と情報共有、情報交換を行います。
- 生活困難者等への支援として、草刈りや年末の大掃除など、生活の向上に寄与するシルバー人材センターの事業展開を応援していきます。

② 地域での問題解決に向けた仕組みづくりの研究

〔 行政の取り組み 〕

- 医療・福祉・介護を中心として、くらしの問題を関係団体や有識者等が集まり、村全体での問題解決について協議できる会議(地域ケア会議等)を開催します。(高齢者福祉計画及び介護保険事業計画より)

〔 社会福祉協議会の取り組み 〕

- 村民自身が地域の福祉課題に気づけるような話し合いの場を整備するためにも、ふれあいいいききサロンの普及など、集いの場づくりを推進していきます。
- 子ども会・老人会など各大字で組織されている集まりが、一緒になって行える取り組み(例えば、オーナー制度)を活用し、老若男女が垣根なく地域で活躍できるような活動を支援します。

第5章

計画の推進と進行管理

1 計画の推進

地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、村民をはじめとした地域を構成する様々な主体が連携して、取り組むことが必要です。

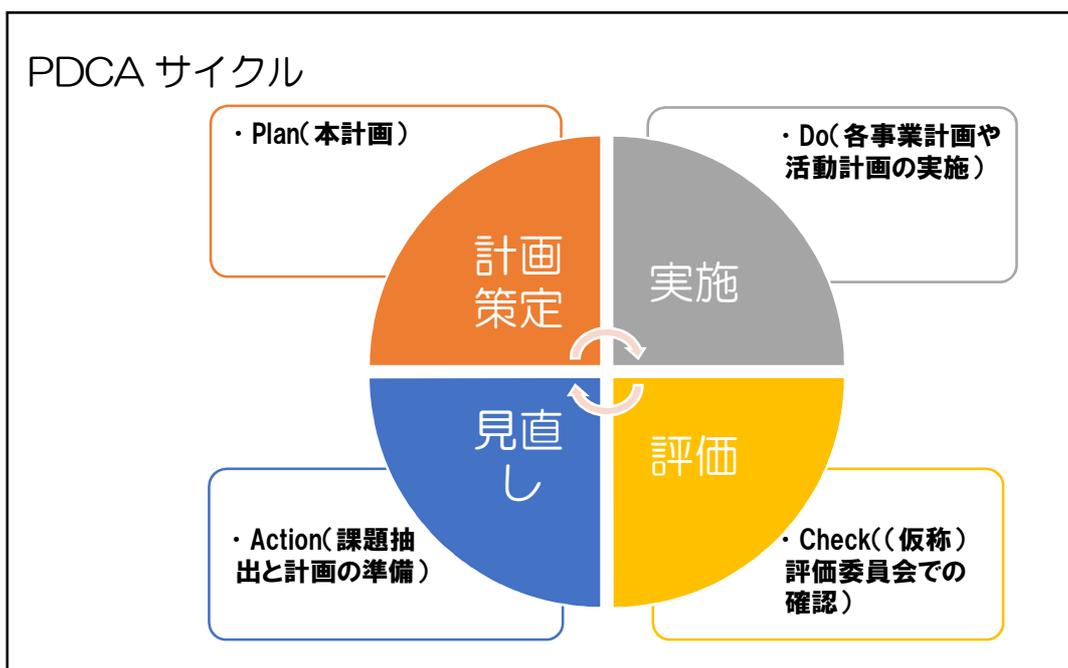
住み慣れた地域で安心して暮らせる地域をつくるため、村民をはじめ、各大字総代や民生委員・児童委員、障害者団体、ボランティア、地域包括支援センター、社会福祉協議会と行政など地域に関わる様々な人々と連携し、本計画の推進を図ります。

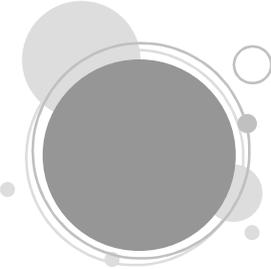
2 計画の進行管理

計画の推進に当たっては、関連計画などを策定している村の関係部局や社会福祉協議会とも連携を図りながら、推進体制の整備と計画の点検・評価を「(仮称)評価委員会」を設置し行っていきます。

計画を適切に進行するため、計画策定→実施→評価→見直しのPDCAサイクルを実施します。実施においては、行政として各事業計画での実施機関で進めていきます。

また、本計画は、総合計画における地域福祉の分野に関連する施策を具体化するものであり、地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。関連計画の推進や見直しに当たっては、地域福祉の理念や地域福祉の推進が、より効果的に展開されるよう整合を図ります。





資料編

1 明日香村地域福祉計画等策定委員会設置要綱

（目的）

第1条 社会福祉法第107条の規定に基づく明日香村地域福祉計画及び明日香村地域福祉活動計画（この要綱において「明日香村地域福祉計画等」という。）を策定するため、明日香村地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）明日香村地域福祉計画の策定に関すること。
- （2）明日香村地域福祉活動計画の策定に関すること。
- （3）その他計画策定に関し必要な事項。

（組織）

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱又は任命する。

- （1）学識経験者
- （2）村議会代表
- （3）保健医療関係者
- （4）自治会・高齢者代表
- （5）福祉関係者
- （6）就労関係者
- （7）教育関係者
- （8）行政機関の職員

3 委員の任期は、委員の委嘱又は任命の日から計画策定の日までとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、第3条に規定する委員のほか、必要な者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康づくり課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年10月27日から施行する。

2 この要綱は、明日香村地域福祉計画等の策定を行った日をもってその効力を失う。

区 分	所 属 等	氏 名
(1) 学識経験者	天理大学人間学部教授	◎ 渡辺 一城
(2) 村議会代表	明日香村議会文教厚生委員長	松本 年史
(3) 保健医療関係者	奈良県中和保健所所長	山田 全啓
	明日香村国民健康保険診療所管理者	武田 以知郎
(4) 自治会・高齢者代表	明日香村総代会会長	石田 勝啓
	明日香村老人クラブ連合会会長	山本 稔
(5) 福祉関係者	奈良県中和福祉事務所所長	辻本 昌伸
	社会福祉法人明日香村社会福祉協議会会長	太田 修
	明日香村民生児童委員協議会会長	○ 井上 和彦
	明日香村身体障害者福祉協会会長	米田 三夫
	明日香村要保護児童対策地域協議会会長	辻本 智子
	社会福祉法人朱鳥会明日香保育園統括園長	山本 栄子
	福祉の家を支える会代表	乾 繁子
	明日香村多職種連携ネットワーク つなぐあすか代表	東川 信一
(6) 就労関係者	一般財団法人明日香村地域振興公社代表理事	上田 行洋
(7) 教育関係者	明日香村校園長会代表	森本 昭博
(8) 行政機関の職員	明日香村副村長	福田 和由

※◎：委員長、○：副委員長

会議等	日程	内容
「明日香村地域福祉計画及び地域福祉活動計画」に関するアンケート調査	平成 29 年 7 月 14 日～ 7 月 31 日	村民意識調査の実施
第 1 回明日香村地域福祉計画等策定委員会	平成 29 年 10 月 27 日	(1) 地域福祉計画とは (2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画（骨子案）について ①計画策定にあたって ②明日香村の地域福祉の現状・課題 ③計画の基本理念、目標 (3) 計画の全体像（案）について
第 2 回明日香村地域福祉計画等策定委員会	平成 29 年 11 月 21 日	(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について
地域福祉計画及び地域福祉活動計画（素案）に関するパブリックコメントの実施	平成 29 年 12 月 1 日～ 12 月 15 日	パブリックコメントの実施 （意見件数：0 件）
第 3 回明日香村地域福祉計画等策定委員会	平成 30 年 1 月 30 日	(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について (2) 明日香村版地域福祉事業展開の概念図について (3) 各地域（各大字）における地域福祉活動展開の概念図について

4 計画の全体像

本計画の全体像については以下の通りです。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

村民一人ひとり、そして、様々な地域の担い手が一つの大きな家族のように同じ方向を向き、取り組みを進められるよう、進むべき方向性や役割などを示す指針として策定。

2 計画の位置づけ

「第4次明日香村総合計画」を上位計画とし、行政と社会福祉協議会が、同じ理念や方向性のもとで協働して地域福祉を推進するために、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定。

3 計画の期間

平成30年度から平成39年度までの10年間。

第2章 明日香村の地域福祉の現状・課題

1 人口等の現状

本村の総人口は年々減少傾向。高齢化率は年々上昇。一般世帯数は年々減少傾向。また、1世帯あたり平均人員は年々減少し、核家族化が進行。一人暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦のみ世帯とも年々増加。

2 アンケート調査の主な結果

- 住んでいる地域に愛着を感じているで“そう思う”の割合が8割超
- 住んでいる地域に助けあう気風が“あると思う”の割合が84.1%
- 地域活動やボランティア活動について「現在、参加している」の割合が32.2%
- 社会福祉協議会について、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」の割合が52.6%

3 明日香村の暮らしの課題

- 村の特徴を活かしながら、様々な世代が一層地域に愛着を感じ、つながりがもてる地域づくりが重要。
- 高齢者や障害のある人等の移動手段の確保していくためには、外出支援、同行支援の充実を図ることが必要。
- 相談につながりやすい地域の環境づくりや意識の変化を促すなど、広く啓発や各地域への問いかけを行っていく必要がある。
- 日頃からの地域の見守りやつながりによる防災力強化。

第3章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

基本理念
わたしがつくる みんなでつくる 一人ひとりが
“住みやすい” むら 明日香

2 目標と取り組みの方向性

大目標1 つながりを深めよう

本村の強みを活かしながら、地域に暮らす様々な人々とのつながりを持ち、深める地域づくりをすすめます。福祉に関わる機会を増やし、地域福祉の理解促進を図ることで、つながりのある明日香を守ります。

大目標2 地域の活動を広げよう

地域に暮らす人々の交流を広げることで、地域問題を共有し、課題を解決できる地域をつくります。地域の問題の解決には、地域の「自助・共助」の力が重要となります。本村に過去から根付く支えあい、助けあいの意識や力をしっかりと受け継ぎ、ますます発揮していくことができる環境づくり、ネットワークづくりをめざします。

大目標3 安心できる生活支援の仕組みをつくろう

地域で暮らす人々の「自助・共助」が、様々な問題を抱える人を支え、防犯・防災に対する最大の「備え」であることはもちろんですが、地域の支えあいだけでは対応できない問題を解決するため、住民主体の地域活動の支援等新たな仕組みをつくっていきます。

生活困窮など、福祉課題に向けて情報収集及び早急な対応を図るとともに、具体的な困りごとの相談に対して、しっかりと対応できる体制をつくるためにも、広域的な視点をもって関係機関との連携を強化し、地域の中で子どもからお年寄りまでが住みやすいむらを楽しんでいきます。

第4章 施策の展開

大目標1 つながりを深めよう

【中目標1】一人ひとりが福祉への理解を深めよう

- ①情報提供・啓発活動の推進
- ②地域活動の参加による福祉への理解の促進

【中目標2】子どものころから地域や福祉にふれられる環境をつくっていきこう

- ①学校や福祉施設での体験学習や多様な人々（高齢者、障害者）との交流
- ②ボランティアの体験学習、福祉体験学習

大目標2 地域の活動を広げよう

【中目標3】生き生きとした生活を送るため健康づくりの輪を広げよう

- ①活動促進の仕組みづくり（生活支援コーディネーターの充実）
- ②ふれあいいきいきサロンの充実
- ③予防活動・健康づくりの輪の拡大

【中目標4】身近な地域における福祉活動を推進していきこう

- ①地域福祉に必要な人材の育成
- ②見守り、声掛け、生活支援の仕組みづくり

【中目標5】様々なボランティア活動・住民活動を推進していきこう

- ①ボランティアへの参加のきっかけづくり
- ②活動に必要な情報提供の充実
- ③広域的なボランティア活動の取り組み

大目標3 安心できる生活支援の仕組みをつくろう

【中目標6】誰もが安心して生活できる仕組みをつくっていきこう

- ①身近な相談やわかりやすい情報提供
- ②生活課題を抱える人の早期発見、早期対応
- ③防災・防犯対策における地域自主活動への支援
- ④安全・安心なまちづくり（生活環境の整備、人権尊重と権利擁護）
- ⑤保健・医療・福祉サービス提供団体等との連携

【中目標7】地域ではどのような福祉ニーズがあるのか常に目を向けていきこう

- ①生活困窮等の制度の狭間の問題について、地域での情報交換、連携促進
- ②地域での問題解決に向けた仕組みづくりの研究

第5章 計画の推進と進行管理

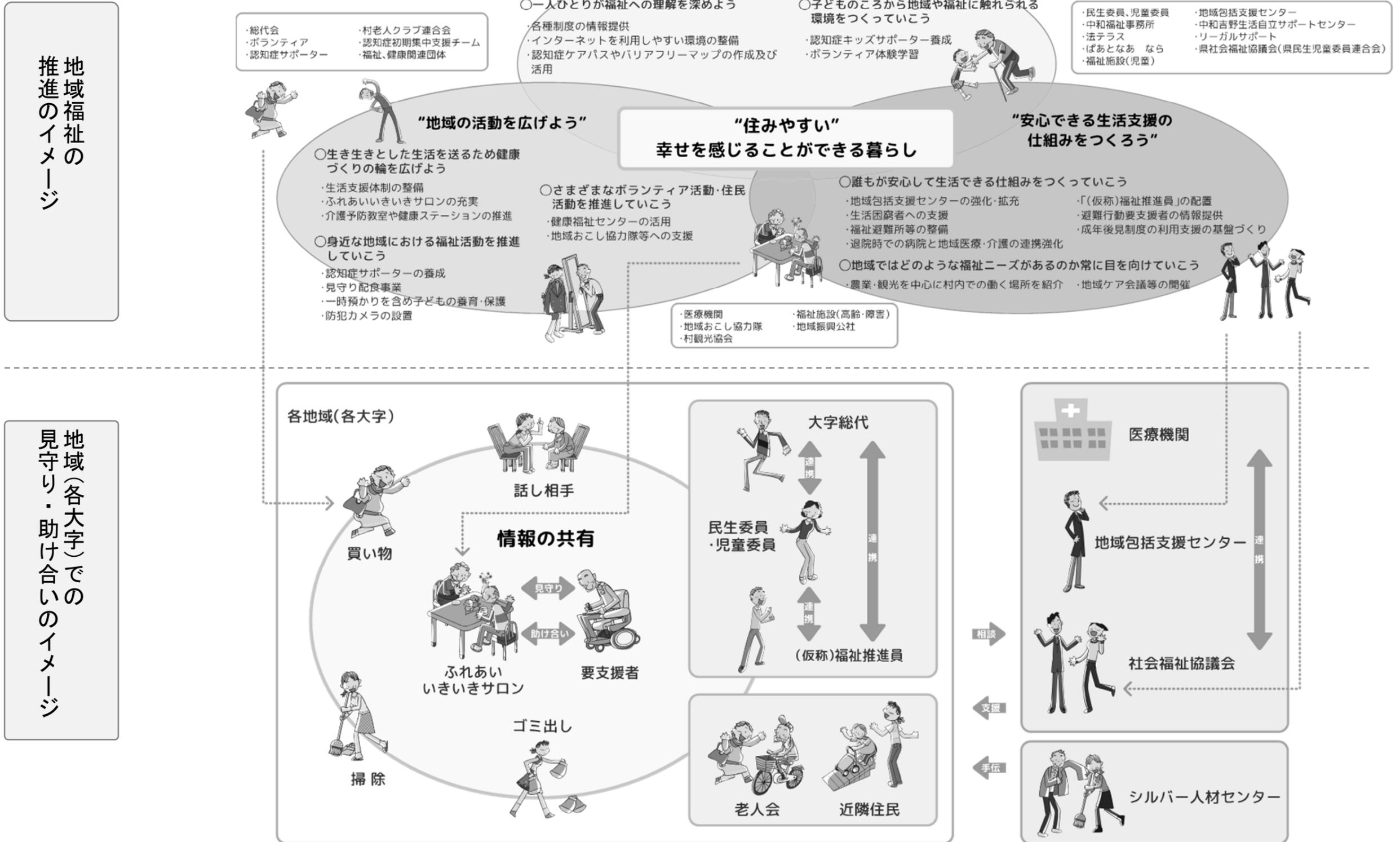
計画を適切に進行するため、計画策定→実施→評価→見直しのPDCAサイクルを実施する。

「(仮称)評価委員会」を設置し、進捗管理を行う。

5 計画のイメージ図

本計画の推進・実践のイメージは以下の通りです。

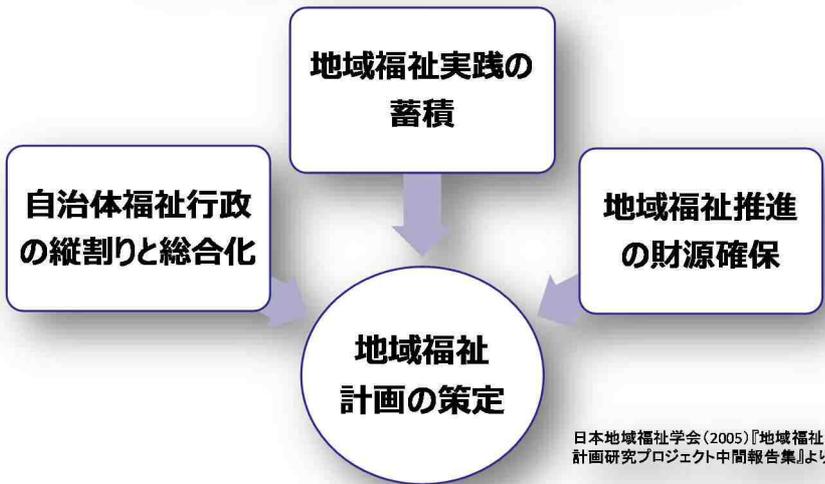
わたしがつくる みんなでつくる 一人ひとりが“住みやすい”むら 明日香



6 地域福祉とは（第1回明日香村地域福祉計画等策定委員会資料より）

平成29年10月27日 第1回明日香村地域福祉計画等策定委員会において、委員長である渡辺一城天理大学人間学部教授に、「地域福祉計画とは」をお題に講義をしていただきました。以下は講義に使用した資料です。

地域福祉計画の必要性



行政が福祉行政の分野は専門分化がすすみ分野ごとに縦割りがされ制度の狭間の問題が、近年特に注目をされています。また、1990年以降、高齢者の一人暮らしに対するふれあいいきいきサロンの取組や子育て支援の活動がすすめられています。地域福祉計画・地域福祉活動計画をつくることが国からすすめられています。

「地域福祉計画」とは何か。

- **地域や市区町村を基盤として展開される福祉サービスや福祉活動のあり方について、その目標や推進するための条件などを計画的なおかつ体系的に明らかにし、将来への展望や実現に向けた道筋を示す、地域福祉の推進方法。**
- **行政計画として地域福祉計画**（社会福祉法に規定）
 - ①市町村地域福祉計画
 - ②都道府県地域福祉支援計画
- **民間計画としての地域福祉計画**
 - ①地域福祉活動計画（社会福祉協議会）
 - ②地域住民自身による福祉計画（校区単位など）

地域福祉計画について、社会福祉法の中で、行政の計画として、地域福祉計画をつくるよう規定をされました。地域福祉計画は、住民の活動を後押ししていく、問題の解決をするための推進の仕組みづくりの計画であり、住民の活動を側面から後押しをしていく性格を持っています。いかに住民の意見を反映させていか、そういうプロセスが重視されています。

「地域福祉計画」とは何か。

- 地域の福祉問題や課題を明らかにし、住民参加によって中長期的な視野で解決策やビジョンを考えていく、いわば「**我がまちの地域福祉をデザインする**」こと！

一言で、地域福祉計画とは何かというと、「地域の福祉問題や課題を明らかにして、住民参加によって、中長期的な視野で解決策やビジョンを考えていく、いわば我がまち・我が村の地域福祉をデザインすること」であり。このことこそが、地域福祉計画というものを策定する意味になります。

地域福祉計画の目的と内容

- 保健医療をはじめとする**関連分野のサービスとの統合化**のため、**関連分野と諸機関との連携、合意**
 - 利害対立する住民の要求を住民が検討し、**優先順位を伴った住民間の合意形成**
 - 住民のボランティアを豊かにし、**地域でのインフォーマルケアの充実**
 - **バリアフリー社会等をめざした「ともに生きるまちづくり」の展望**
 - **住民や当事者の組織化の機能充実**（⇒福祉サービス利用者などの組織化を進め、その意見を反映させるとともに、相互のピアカウンセリングや協議の場の設定）
 - **地域福祉の体系化、制度化の促進**
- ※公的サービスだけではなくインフォーマルサポートとその組織化、地域福祉の制度化・施策化

・大橋謙策編著（1996）『地域福祉計画策定の視点と実践』より

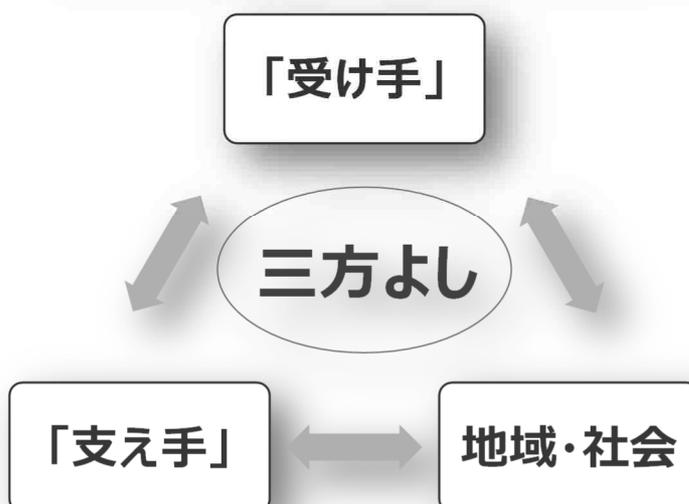
地域福祉計画では、福祉分野だけでなく関連分野との連携やサービスの統合化などを進めていきます。住民間でも合意形成を行い、利害対立を少なくしていくことも必要となります。その中で、公的サービスだけにとらわれずインフォーマルなケアを組織的に推進できる体制づくりが重要と考えられます。

市町村地域福祉計画の策定内容 (社会福祉法の規定より)

地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、 共通して取り組むべき事項	<ul style="list-style-type: none"> •地域福祉圏域設定、包括的相談支援体制の整備など
地域における福祉サービスの適切な 利用の推進 に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> •情報提供、日常生活自立支援事業、苦情解決、第三者評価など
地域における社会福祉を目的とする事業の 健全な発達 に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> •人材育成、福祉サービスへの参入促進、サービス提供者のネットワーク化、保健・医療分野との連携など •多様な「担い手」の育成、連携・協働
地域福祉に関する活動への 住民の参加の促進 に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> •住民参加の促進、ボランティア、NPO 支援、活動拠点整備など •住民の主体的な活動の推進、つながりづくり

社会福祉法の規定では、市町村の地域福祉計画において、支援の体制整備や適切なサービスの利用を推進、人材育成などによって社会福祉の発達、ボランティアやNPO支援等に代表される住民活動を推進し住民参加を促進していくことなどが策定されていくこととなります。

「地域福祉計画」とは何か。



近江商人の言葉に「三方よし」があります。「売り手よし」「買い手よし」「世間よし」とし、信頼を得るために、売り手と買い手がともに満足し、さらに社会貢献もできるのが良い商売であると考えていました。地域福祉も「支え手よし」「受け手よし」「地域・社会よし」が行われることで、よい福祉と考えることができます。

あ行

【空き家バンク】

空き家等活用バンク事業で、地域の防災や防犯上の安全確保や地域の活性化につながる事業。明日香村では、“空き家、土地、店舗などに利用できる建物をお持ちの方”と“村内で定住・店舗開業などを希望される方”に情報提供などを行い空き家と土地の有効活用を促進し景観の維持を行っている。

【アクセシビリティ】

年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

【明日香庠序（あすかしょうじょ）】

学習意欲のある子どもたちに自らの目標を持ち教科学習や体験活動を行う機会として設立された土曜学習塾。

古代飛鳥時代に、天智天皇が日本最古で官制の学校（庠序）を作ったという記録から、土曜学習塾を明日香庠序と名付けられた。

【オーナー制度】

明日香の農業も、近年の社会、経済情勢の変化の波に飲み込まれ、担い手の高齢化や減少が進行して荒廃農地が目立ってきている。明日香の景観を守るために、あらゆる角度から「農」を見つめ直し、農家や住民だけに「農」の維持を任せるのではなく、その負担を分かち合う力が必要となっている。「農」を通じた都市との共生を提案し、負担と喜びを共に分かち合える「あすかオーナー」を募集する制度。

棚田オーナー、うまし酒オーナー、一本木オーナー、いもほりオーナー、阪田なるほど！ふぁーむ、たけのこオーナー、柿オーナー、奥明日香入谷ファームなどがある。

【NPO】

Non-Profit Organization の略。「民間非営利組織」のことで、ボランティア活動、営利を目的としない福祉、平和、文化などの公益活動を行う組織や団体のこと。

か行

【檀原市・高取町・明日香村退院調整ルールづくり推進事業】

檀原市・高取町・明日香村では、医療と介護の連携を図り、病院から在宅への継ぎ目のない支援をより具体化するため、病院やケアマネジャー（介護支援専門員）を中心に入退院時の連携方法をルール化する話し合いを行い平成 29 年 2 月より実施された事業。

【キーパーソン】

関係者の中で、意志決定や問題解決の要となる人物のこと。

【健康ステーション】

健康福祉センターや各大字の集会所等を拠点として、健康チェックやミニ健康講座、交流会など様々な健康づくりのプログラムを実践する場のこと。

【子育て支援パンフレット】

明日香村では、妊娠から義務教育期間までの子育てに関する支援や相談等の制度について一つのパンフレットとして作成し各行政担当課や保育園などにて配布をしている。

さ行

【自主防災組織】

災害対策基本法において規定されている、地域住民による任意の防災組織のこと。

【社会福祉協議会】

住民の福祉向上を目的として、社会福祉法第 109 条に基づき設置されている全国的なネットワークを持つ民間組織のこと。地域で抱えている様々な福祉問題を地域全体の問題ととらえ、話し合い、協力して解決を図ることを目的としている。

【障害者総合支援法】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の通称。障害者自立支援法に代わって、2013（平成 25）年 4 月 1 日から新たに施行された。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障害者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。

【シルバー人材センター】

健康福祉センターを拠点としている、高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織のこと。

【生活支援コーディネーター】

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能を担う者のこと。

【生活支援サービス】

村民の主体性にもとづき運営されるもので、地域の要援助者の個別の生活ニーズに対し、公的サービスに比べ柔軟な基準・方法で運用されるサービスのこと。ゴミ出し、買い物代行、庭の清掃などを代行して行う。

【生活支援体制整備】

介護保険制度でのサービスのみならず、村実施事業や民間市場、あるいは地域の支え合いで行われているサービスを含めた村内の資源を把握し、保険外のサービスの活用を促進する体制を整えること。

【成年後見制度】

認知症、知的・精神障害などにより判断能力が不十分な人を保護するため、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行うほか、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度のこと。

た行

【地域おこし協力隊】

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れて地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度のこと。隊員は、一定期間地域に移住して、地域ブランドや地場産業の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援など「地域協力活動」を行う。

【地域ケア会議】

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法のこと。

【地域包括支援センター】

保健師、社会福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）などの専門職が、高齢者への総合的な支援を行い、介護をはじめ、福祉、医療など様々な面から支える地域の拠点のこと。健康福祉センターの中に設置されている。

な行

【ニーズ】

Needs（必要、要求）のこと。生活全般の解決すべき課題のことを指す。

【認知症ケアパス】

認知症の方の生活機能障害の進行にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容等の流れを示したもののこと。

【認知症サポーター】

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。

は行

【パブリックコメント】

各種の行政計画の策定において、事前に計画内容を公表して住民から意見を募集し、その内容を考慮するとともに意見に対する行政の考え方を公表する一連の手続きのこと

【バリアフリーマップ】

すべての人が安心して外出できるよう、多目的トイレや駐車場、点字ブロックなどの情報や、エレベーターなどの施設設備、主要駅などの情報について掲載した地図のこと。

【フードレスキュー】

既存の施策での対応が困難な窮迫した生活困窮者に対し、奈良県社会福祉協議会と連携して施設、企業などからの協力寄付による食料品の現物支給を行うこと。

【福祉タクシー事業】

明日香村社会福祉協議会で実施。障害のある方の自立と社会参加への支援をするため、福祉タクシーチケットを交付して、タクシーの基本料金（初乗り運賃）を助成する事業。

【ふれあいいいききサロン活動】

地域の集会所等を利用して、住民が集まって交流を深めるため小地域福祉活動。

【フレイル】

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態のこと。一方で、適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像でもある。

ま行

【見守り配食事業】

明日香村では、高齢者で安否確認が必要な方に向けて、毎週水曜日にボランティアが作った手作りの弁当を民生委員の協力で自宅まで届け、健康状態や心配ごとなどの相談を伺っている。

【民生委員・児童委員】

民生委員法（児童委員は児童福祉法）に基づき、厚生労働大臣から委嘱される地域福祉向上のためのボランティアのこと。担当地区の高齢者の悩みや、子育てなどに関する相談を受けて、福祉サービスの情報提供や、行政・社会福祉協議会などの専門機関につなげるなどを行う。

わ行

【W I - F i】

パソコンやテレビ、スマホ、タブレット、ゲーム機などのネットワーク接続に対応した機器を、無線（ワイヤレス）でLAN（Local Area Network）に接続する技術のこと。

明日香村地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成30年3月

発 行

明日香村

〒634-0111 奈良県高市郡明日香村大字岡 55 番地

TEL 0744-54-2001 FAX 0744-54-2440

社会福祉法人明日香村社会福祉協議会

〒634-0143 奈良県高市郡明日香村大字立部 745 番地

TEL 0744-54-2740 FAX 0744-54-2740